

# 平成29年度 整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

# 目 次

## 第一章 整備事業関係

1	点検整備料金の請求に関する注意喚起について 〔平成28年7月1日 国自整第83号〕	1
2	ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について 〔平成28年11月4日 国自整第206号の2〕	2
3	大型貨物自動車の速度抑制装置に係る変更の防止について 〔平成29年2月15日 国自整第335号の2〕	10
4	事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について 〔平成29年3月10日 国自安第238号・国自貨第162号・国自整第348号〕	11

## 第二章 検査業務関係

1	「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けま す。 〔平成28年10月7日 報道発表資料〕	15
2	自動車のナンバープレートや検査標章が変わります 〔平成28年12月28日 報道発表資料〕	20
3	道路運送車両の保安基準等を改正します 〔平成29年2月9日 報道発表資料〕	22
4	無車検車両の使用者に対し注意喚起を行っています。 〔平成29年3月10日 報道発表資料〕	28
5	自動車の関係手続のオンライン化の拡大 〔平成29年3月30日 報道発表資料〕	30
6	基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について 〔平成29年7月5日 報道発表資料〕	31
7	OCR記入時のお願い	34
8	OCR印刷時のお願い	35
9	お願い ～OCRの記載について～	37
10	ナンバープレートの表示等の基準が制定されました	38
11	自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について 〔平成29年1月16日 国自技第211号〕	46

## 第三章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第3次改正） 〔平成28年10月7日 報道発表資料〕	54
2	審査事務規程の一部改正について（第5次改正） 〔平成28年10月28日 報道発表資料〕	57
3	審査事務規程の一部改正について（第6次改正） 〔平成28年12月22日 報道発表資料〕	59

4	審査事務規程の一部改正について（第7次改正） 〔平成29年2月9日 報道発表資料〕	61
5	審査事務規程の一部改正について（第8次改正） 〔平成29年3月30日 報道発表資料〕	62
6	審査事務規程の一部改正について（第10次改正） 〔平成29年4月28日 報道発表資料〕	63
7	審査事務規程の一部改正について（第11次改正） 〔平成29年6月22日 報道発表資料〕	64
8	受検者の皆様へ	65

## 第四章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	71
2	最近の検査場における事故状況について	77
3	お知らせ	78
4	お願い	81
5	平成10年9月1日以降に製作された軽自動車の前照灯の検査について	85
6	検査の高度化機器の本格運用を行います。	86
7	軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット	87
8	軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）導入に係る基本方針の決定について	88
9	受検者の禁止事項・指示事項	89
10	不適切な補修の禁止等	90

## 第五章 参考資料

1	自動車分解整備事業者の遵守事項について	92
2	検査不合格時のお願い	94
3	エコカー減税（自動車重量税）の概要	95
4	-中小企業等経営強化法- 経営力向上計画策定の手引き	99
5	自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【全国 平成28年度】	108
6	自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【四国 平成28年度】	112
7	問合せ一覧（平成29年8月1日現在）	116
8	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	121

# 第一章 整備事業関係

## 1. 点検整備料金の請求に関する注意喚起について

国自整第83号  
平成28年7月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 点検整備料金の請求に関する注意喚起について

今般、大阪府内の自動車分解整備事業者が、メンテナンス契約を交わしたリース会社に対し、平成16年6月から平成27年12月までの長期間にわたり合計2,000件以上、整備作業又は交換していない部品の料金を水増し請求していた事案が判明しました。

当該事案は、道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2に規定されている自動車分解整備事業者の遵守事項違反に該当し、自動車整備事業全体の社会的信頼を失墜させ、かつ、点検整備の促進を根幹から揺るがしかねない行為であり、誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、点検整備料金の請求が適切に実施されているかを社内点検し、従業員の教育を含めた適切な管理を徹底するよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

## 2. ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

国自整第206号の2  
平成28年11月4日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

標記については、昨年、適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車（車両総重量8トン上の貨物自動車又は乗車定員30人以上の乗合自動車）の使用者による適切な保守管理の実施の啓発を図ることを目的として、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車車体工業会及び（一社）日本自動車タイヤ協会とともに周知・啓発用資料「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」（別添）を作成するとともに、「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について」（平成27年9月10日付、国自整第196号）により、これを活用する等して、大型自動車の適正な車輪脱着作業を貴会傘下会員に対して徹底するよう要請していたところです。

（大型自動車に係る平成27年度の事故の状況）

今般、国土交通省が平成27年度の同種事故の発生状況を調査したところ、発生件数は41件で、前年度に比べ4件減となっているものの、ほぼ横ばいで厳しい状況となりました。

同事故の分析を行った結果、同事故の直近に行われた車輪脱着作業は、タイヤ交換やタイヤローテーション等の作業が28件（68.3%）、定期点検整備や臨時整備が8件（19.5%）となっており、また作業の実施者は、大型自動車ユーザーが22件（53.7%）、整備工場が9件（22.0%）、タイヤ専門店が5件（12.2%）となっていました。更に車輪脱着作業後2月以内に発生した事故件数は30件（73.2%）です。

平成27年11月～平成28年3月の冬期に24件と多発しており、積雪地域での発生が高い傾向にありました。

(中型トラック等に係る事故)

本年 9 月 27 日に、中央自動車道において中型トラックの車輪が脱落し、後続のトラックの運転者に衝突し、運転者が重体となる事故が発生(事故原因は明らかになっていない)するなど、中型トラック等に係る事故も発生しています。

(要請事項)

引き続き貴会傘下会員に対して、「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」(別添)を活用する等して適正な車輪脱着作業の徹底をお願いします。

また、大型自動車の使用者に対して、一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施を含めて本件の再周知をお願いいたします。

さらに、中型トラック等についても、車輪脱落事故防止のための留意事項は同様ですので、併せて徹底をお願いします。

(参考) 平成 27 年度大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故発生状況

(別添)

—大型車をご使用の皆様へ車輪脱落事故防止のお願いです。

# ストップ!! ザ・車輪脱落事故

## 大型車の車輪脱落事故ゼロへ

車輪の脱落事故が起きています

大型車・車輪脱落事故

**412件!**

平成15年1月～平成26年12月(年間約34件)

車輪が脱落するまでには必ず予兆があります。  
日頃の点検・整備で車輪脱落事故を防止。  
ご自身による車輪まわりの点検をお願いします。

車輪脱落事故の多くは、ホイール脱着後1か月以内に起きています。正しい脱着作業をお願いします。



車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両の乗員の命に係わるなど、場合によっては重大な事故を引起し、社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。  
あなた自身による、正しい点検・整備の実施が重要です。

### 車輪脱落を防ぐ、4つのポイント

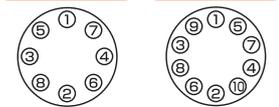
#### 確実な締付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けます。



#### 締付け順序

8本ボルトの場合 10本ボルトの場合



#### 増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。

ねじの締付け方向を確かめて締付けます



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

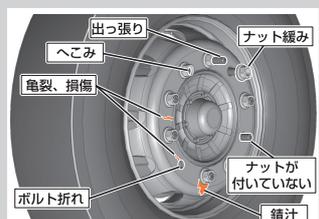
- ①アウターナットを緩めます。
- ②インナーナットを締付けます。
- ③アウターナットを締付けます。



この図は右側タイヤの場合です。

#### 日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見、さわって点検します。異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



#### ホイールの履き替え

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ず確認してください。



JIS方式(球面座) 6穴・8穴

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え
フロント	アルミ用のナットに交換(※)	スチール用のナットに交換(※)
リヤ(ダブルタイヤ)	ホイールボルト、インナーナットをアルミ用に交換	ホイールボルト、インナーナットをスチール用に交換

※日野車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。

ISO方式/新・ISO方式(平面座) 8穴・10穴

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え
フロント	ホイールボルトをアルミ用に交換(ホイールナットは共用品)	ホイールボルトをスチール用に交換(ホイールナットは共用品)
リヤ		

詳しい情報は… 日本自動車工業会 HP  
日本自動車車体工業会 HP  
日本自動車タイヤ協会 HP

<http://www.jama.or.jp/user/>  
<http://jabia.or.jp/use/trailer/index.php>  
<http://www.jatma.or.jp/tekisei/>

国土交通省

(一般社団法人) 日本自動車工業会 いすゞ自動車/日野自動車/三菱ふそうトラック・バス/UDトラックス  
(一般社団法人) 日本自動車車体工業会 トレーラ部会  
(一般社団法人) 日本自動車タイヤ協会



# 大型トラック(トレーラ)・バスのホイールボルト関係の点検内容

ー大型車：車両総重量 8 トン以上のトラック(トレーラ)または 乗車定員 30 人以上のバス

日常点検

## 1 目視での点検

- ホイールナットの脱落やホイールボルトの折損はないか。
- ホイールやホイールボルト、ナットのまわりに錆汁がでた痕跡はないか。
- ホイールナットから突出しているボルトの長さの不揃いはないか。
- ホイールに亀裂や損傷がないか。

## 2 点検ハンマなどを用いての点検

- ボルトの折損やナットの緩みがないか、ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマなどでナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイールナットと違ったり、濁った音がしないか。

3 か月点検

## 1 一つのナットで締付ける方式の緩み点検

- トルクレンチを用いるなどにより、ホイールナットを規定のトルクで締付けます。

## 2 インナー、アウターのナットで締付ける方式の緩み点検

- 最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
- 次に、緩めたアウターナットを、トルクレンチを用いるなどにより規定の締付けトルクで締付けます。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

12 か月点検

## 1 ディスクホイールを取外して行う点検

- ホイールボルトやナットに亀裂や損傷がないか、著しい錆の発生がないか。  
※ワッシャー(座金)付きナット(ISO方式)では、ワッシャーがスムーズに回転するかも点検。
- ホイールボルトに伸びはないか。
- ボルト、ナットのねじ部に「つぶれ、やせ、かじり」などの異常はないか。
- ホイールのボルト穴、かざり穴のまわりや溶接部に亀裂および損傷がないか、ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか。
- ホイールのハブへの取付面、合わせ面に摩耗や損傷がないか。

## 2 ディスクホイールを取付ける際に行う点検

- ホイールの取付面、合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などの異物を取除きます。
- ホイールボルト、ナットに指定の潤滑剤を薄く塗布します。(A)  
・JIS方式の場合…ボルト、ナットのねじ部および座面(球面座)部に塗布  
・ISO方式の場合…ボルト、ナットのねじ部およびナットとワッシャーとのすき間に塗布  
(※ホイールとの当たり面には塗布しない)
- (B)ドライ方式(潤滑剤を塗布せず締付ける方式)の車両では、油分の塗布は厳禁です。
- ホイールナットの締付けは、対角線順に2~3回に分けて行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。  
※インパクトレンチで締付ける場合は、締付け時間や空気圧などに留意し、締め過ぎないように十分注意します。最後は、トルクレンチを用いるなどして規定のトルクで締付けます。

締付け不足、締め忘れ防止のため、作業終了後、(規定のトルクで)確実に締付けたことを確認するようお願いします。

- 50~100km走行後を目安に、増し締めを行います。

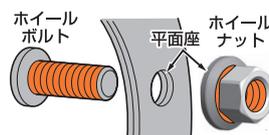
締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。大型トラック・バスでは「排出ガス規制ポスト新長期規制適合」車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

アルミホイール/スチールホイールの履き替えには、それぞれ適合するボルト、ナットの使用が必要です。

〔後輪ダブルタイヤの締付け構造〕

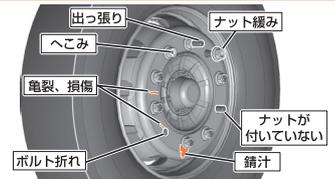
### ISO方式(8穴、10穴)



### JIS方式(6穴、8穴)



### 目視での点検



### 点検ハンマなどを用いての点検



### ねじの締付け方向を確かめて締付けます



### JIS方式ダブルタイヤの締付け手順

- ①アウターナットを緩めます。
- ②インナーナットを締付けます。
- ③アウターナットを締付けます。



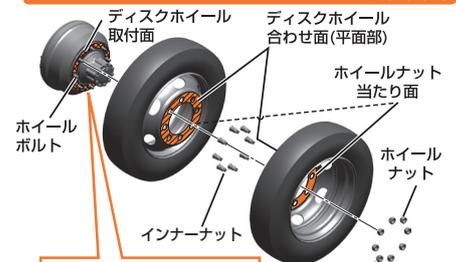
この図は右側タイヤの場合です。

(最初に半数を点検) (次に残りの半数を点検)



8本ボルトの場合

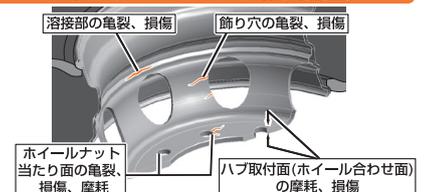
### ホイール、ハブ、ボルト、ナットの点検箇所



### ISO方式ホイールナット

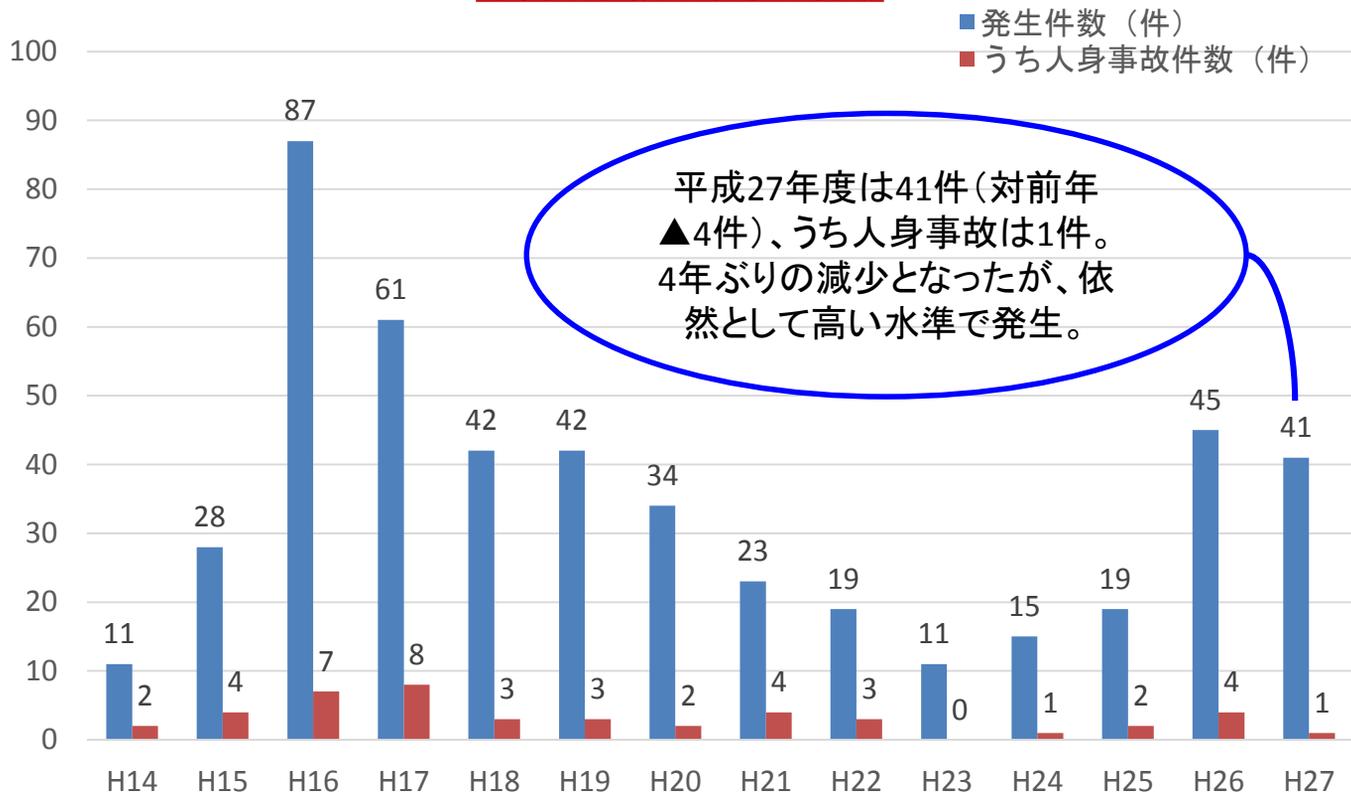


### ディスクホイールの点検箇所

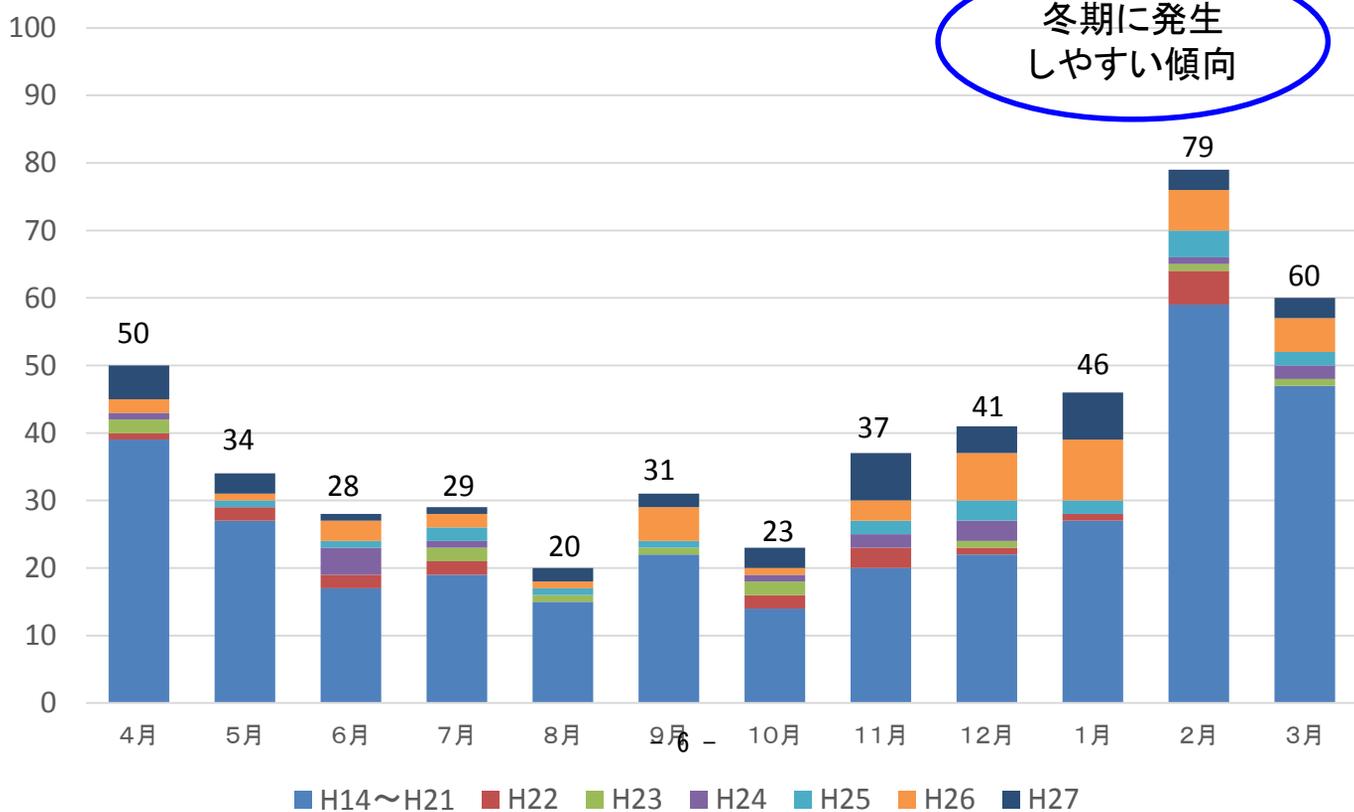


# 車輪脱落事故発生状況

## 年度別車輪脱落事故件数



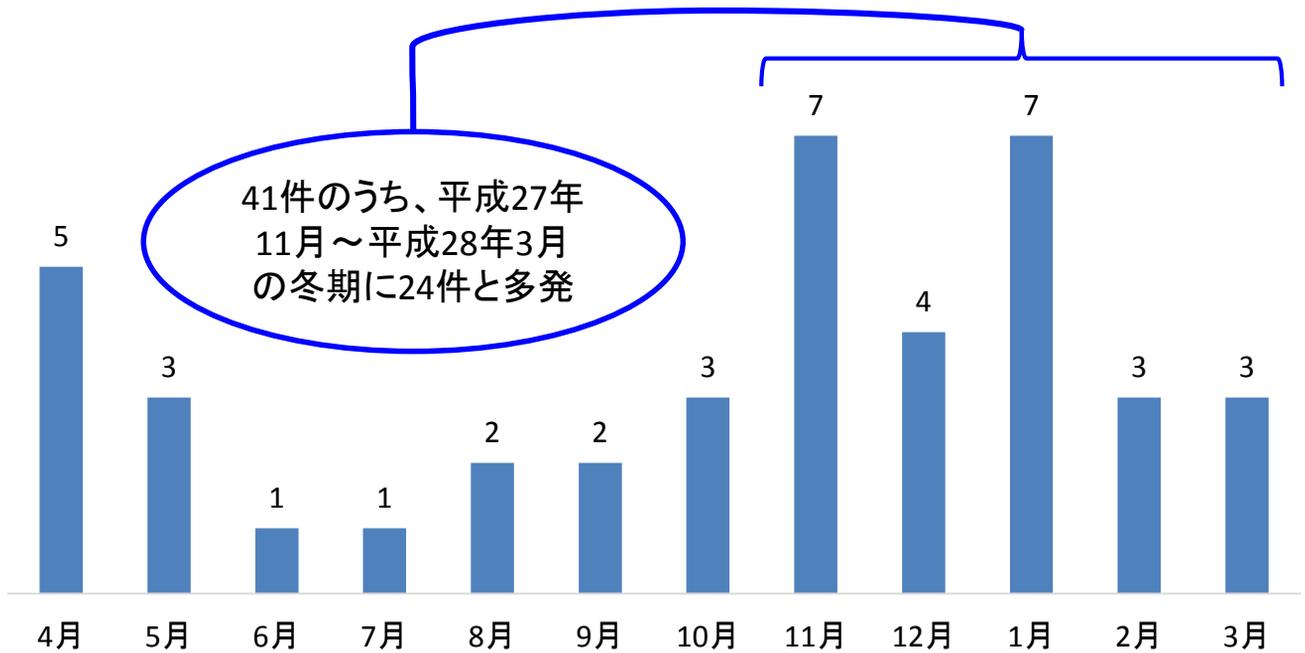
## 月別車輪脱落事故件数



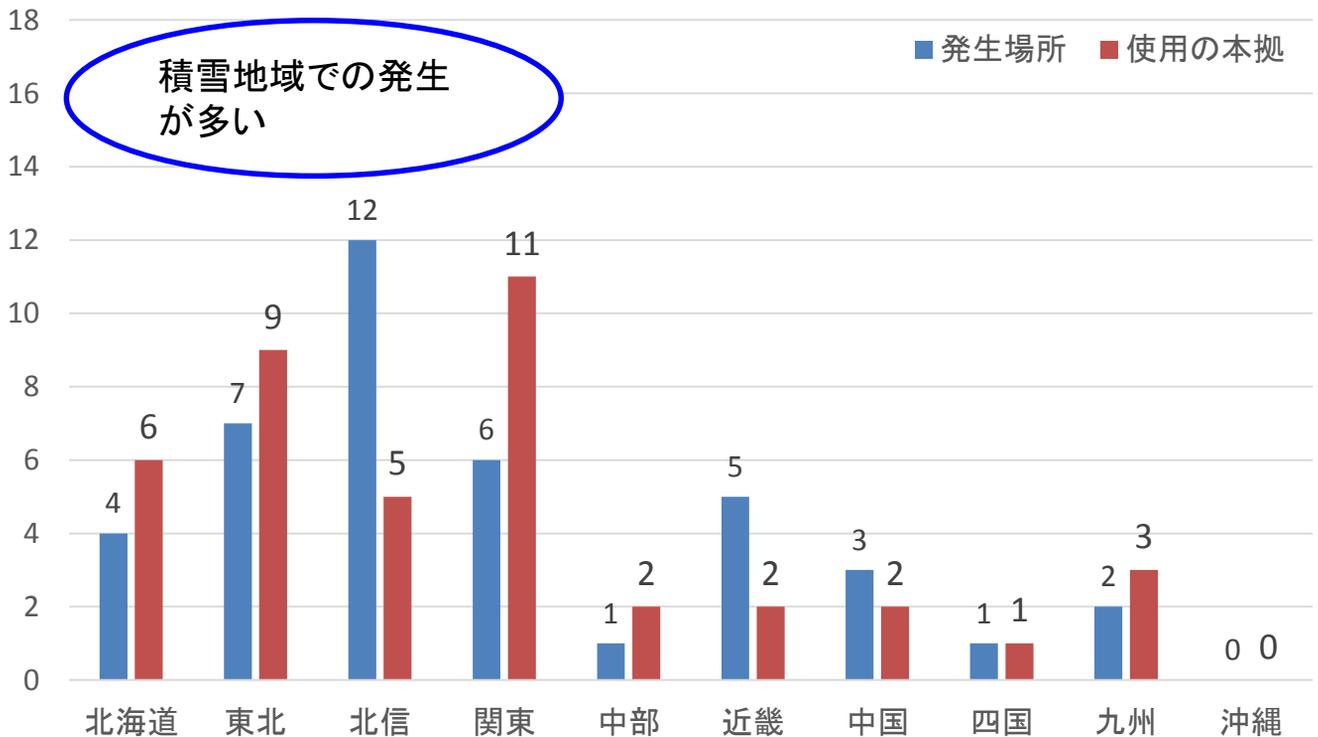
# 車輪脱落事故発生状況（平成27年度）

## 車輪脱落事故発生月

■ 件数

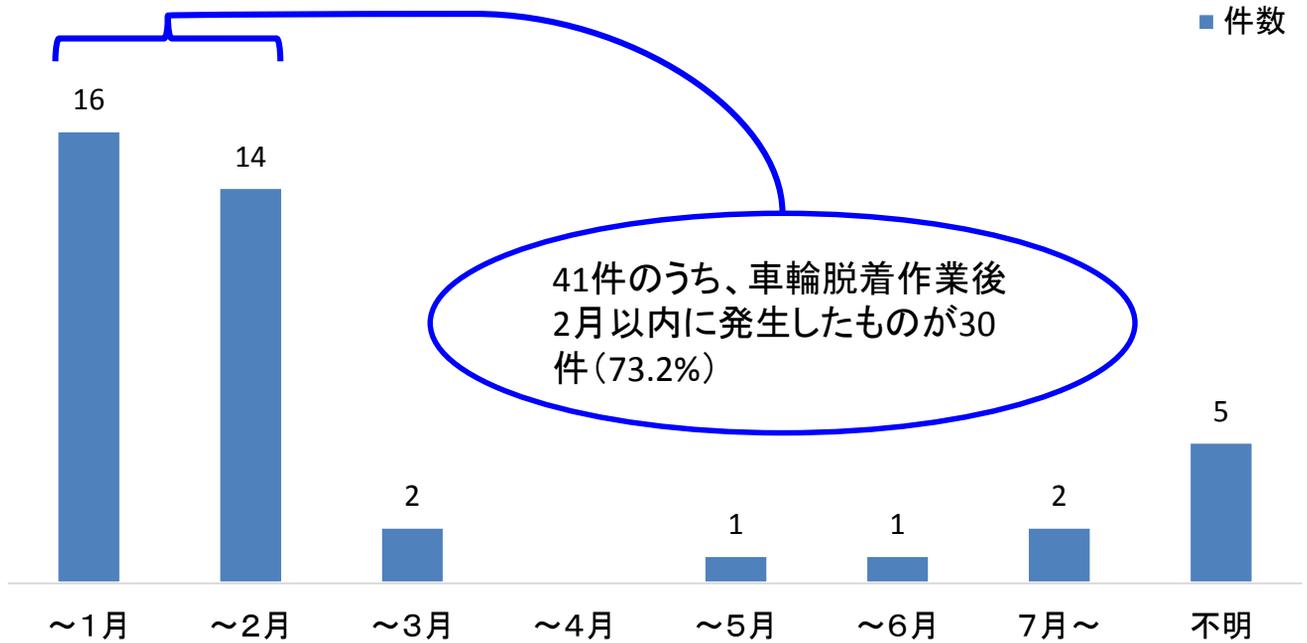


## 事故発生場所及び事故車両の使用の本拠の位置

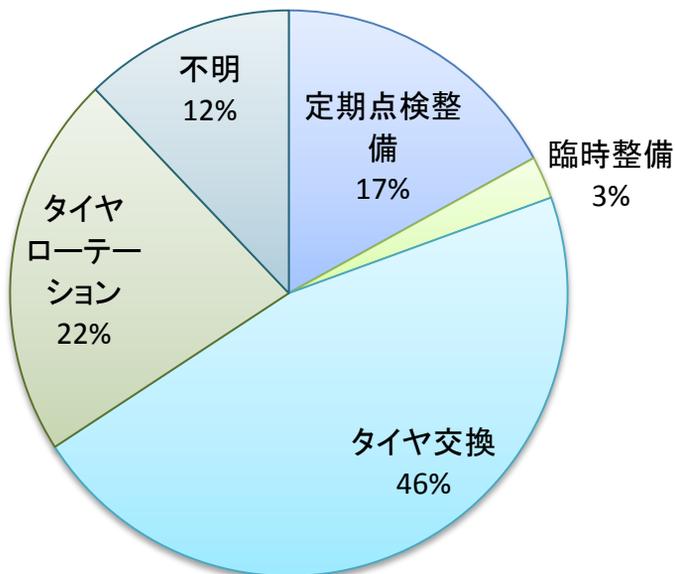


# 車輪脱落事故発生状況（平成27年度）

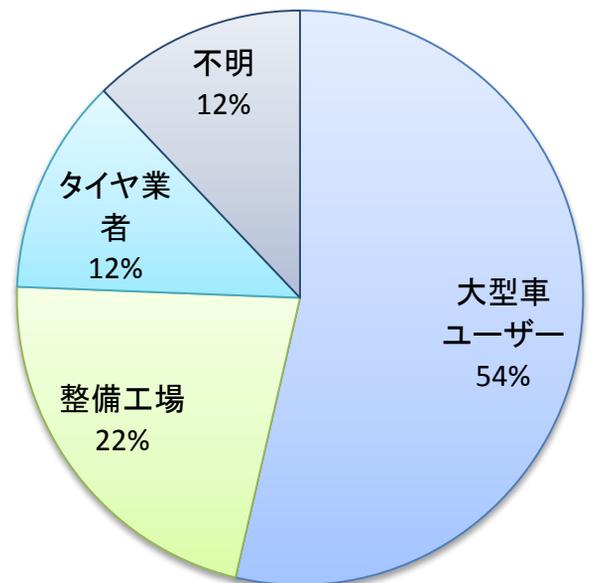
## 車輪脱着歴(事故発生までの期間)



## 事故発生前のタイヤ脱着を行うこととなった作業内容別



## タイヤ脱着作業実施者別



平成 28 年 11 月 4 日  
自動車局 整備課

## ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

### (車輪脱落事故発生状況)

- 平成 27 年度中の大型自動車に係る事故発生件数は 41 件（前年度比 4 件減／約 1 割減）、うち人身事故は 1 件。発生件数は 4 年ぶりに減少したものの依然として高い水準で発生。
- 昨年 11 月から今年 3 月の冬期に 24 件と多発。積雪地域での発生率が高い！

### (適切なタイヤ交換作業を)

- タイヤを交換する際には、規定の締付トルクでのホイール・ナットの確実な締め付け、一定走行後の増し締め、ホイール・ボルトの誤組み付け防止等の適切な作業が必要です！併せて、日常点検をはじめとした法定点検の励行が重要です！

1. 今般、平成 27 年度中の大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）の**ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況**をとりまとめました。事故件数が 4 年ぶりに減少したものの、高い水準で発生している状況です。（別紙 1 参照）

2. 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、**タイヤ交換時や日頃の点検時に次の点に注意してください。**

#### ① 規定のトルクでの確実な締め付け

車輪の締付け方式には JIS 方式と ISO 方式があります。トルクレンチを用いるなどにより規定の締付トルクで確実に締め付けます。なお、規定の締付トルクについては、以下の URL でもご覧いただけます。

【（一社）日本自動車工業会 HP】<http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>

#### ② 一定走行後（50～100km）の増し締め

締め付け後は初期なじみによってホイール・ナットの締付け力が低下します。

50～100km 走行後を目安に増し締めを行います。特に、JIS 方式のダブルタイヤの場合の締め付け方法については、ご注意ください。

#### ③ 日常（運行前）点検での確認

一日一回、運行の前に、ホイール・ボルトの折損や緩み等がないか点検ハンマなどを使用して点検します。

#### ④ 専用ボルト及びナットの使用

スチールホイール、アルミホイールの履き替え時には、それぞれ適合するホイール・ボルト及びナットの使用が必要です。

このほか、車輪の取り付け状態の確認は、法定点検（3 ヶ月及び 12 か月）の項目となっていますので、確実な点検整備を行い、車輪脱落事故の防止をお願いします。

点検内容はこちら <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/leaflet-1.pdf>

中型トラック等でも、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止のための留意事項は同様ですので、適切な作業の実施をお願いします。

3. 国土交通省では、本日付で関係団体に対し、車輪脱落事故防止の徹底を要請する通達を发出了しました。（別紙 2 参照）

#### <問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 整備課 平川、川津

TEL : 03-5253-8111 (内線:42412) 03-5253-8599 (直通)

FAX : 03-5253-1639

### 3. 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

国自整第335号の2  
平成29年2月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

#### 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

今般、大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造に絡み L ジョイントをインターネットで販売した被疑者（運送事業者に勤務する運転者）が、落札者の道路運送車両法（不正改造）違反と道路交通法（速度超過、速度抑制装置整備不良車運転）違反を幫助したとして、逮捕される事案が発生しました。また、落札者のトラック運転者3名も事件送致されています。

L ジョイントの装着やパルス整合器の調整は、タイヤサイズ又は動力伝達装置の減速比の変更がなされた場合に限り、速度計の指示を適切に補正するため、自動車製作者が定めた作業要領等に基づき、速度抑制装置の機能を損なわないよう、細心の注意を払って行うべきものであります。

L ジョイントの不適切な装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の不正改造等を行った者等については、整備事業者の場合には道路運送車両法に基づき、行政処分を行うことはもとより、道路運送車両法第99条の2（不正改造等の禁止）の違反について厳正な対処を行うこととなります。

については、貴会傘下会員に対し、使用者や運転者からの依頼であっても不適切なL ジョイントの装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の機能を損なう改変を行うことのないよう、周知徹底をお願いします。

#### 4. 事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について

国自安第238号  
国自貨第162号  
国自整第348号  
平成29年3月10日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について

国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく省令において、平成27年4月1日から、事業用貨物自動車の新車について、運行記録計による記録を義務付ける範囲を、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」から「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大したところです。これにより、当該車両にも装着が必要となりますが、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導において、平成27年4月以降に新車で購入したもので、新たに義務付け対象となった事業用貨物自動車のうち、運行記録計が装着されていないものが多いとの報告がありました。このため、国土交通省としましては、同機関と連携して、貨物自動車運送事業者に対し、改めて以下の事項について周知徹底を図っているところです。

- ・ 事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着が必要な範囲は、「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大されていること

- ・ 本義務付け拡大の開始は、新車にあつては既に平成27年4月1日から、使用過程車にあつては平成29年4月1日からであること
- ・ 貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること

上述のとおり、本年4月1日以降は「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、つきましては、貴連合会におかれましても傘下会員を通じて事業用貨物自動車を扱う整備工場に対し、周知方お願いいたします。

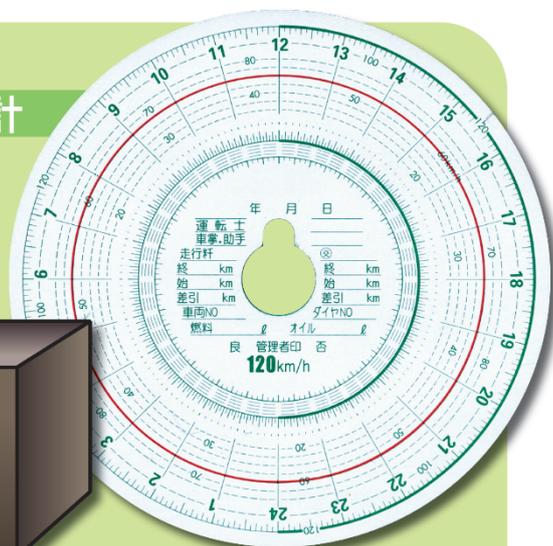
**車両総重量**

**最大積載量**

**7トン以上**または**4トン以上**の  
**事業用トラックの全てに**  
**運行記録計(タコグラフ)の**  
**装着が義務付けされます。**

アナログ式運行記録計

デジタル式運行記録計



**平成29年4月1日から適用**

現在使用中の車両にも  
**平成29年3月31日**  
までに運行記録計を  
装着する必要があります。

**運行記録計による記録違反は 30 日間の車両使用停止処分！**



公益社団法人

全日本トラック協会

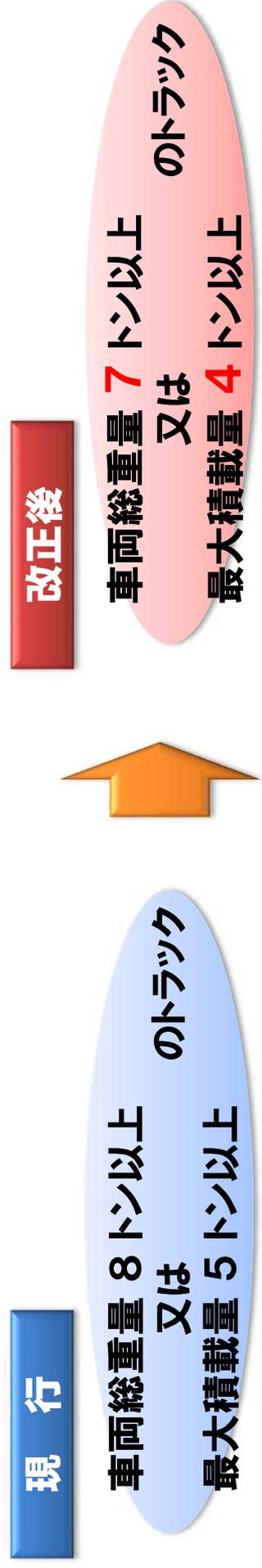
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 運行記録計の装着義務付け拡大

「車両総重量7トン以上8トン未満」または「最大積載量4トン以上5トン未満」の事業用貨物自動車については、

1. 台数が多いため、事故件数全体に与える影響が大きい
2. 長距離・長時間運転の割合が比較的高く、確実な運行管理が必要である
3. 死亡事故の発生率が、大型車（車両総重量8トン以上）に次いで高い状況  
軽傷・重傷事故の発生率については、他の区分と比べ、高い水準にある

ことから、平成26年3月に「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付けの対象拡大が決定された。



公布日： 平成26年12月

施行日： 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日

## 第二章検査業務関係

1. 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。

**国土交通省**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 28 年 10 月 7 日

自 動 車 局

### 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」 及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

自動車局では、自動車の安全基準について、国際的な整合を図りつつ、安全性を向上させるため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、車両接近通報装置に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において新たに採択されました。これを踏まえ、我が国においても、当該国際基準の発効に合わせ、道路運送車両の保安基準等を改正し、ハイブリッド自動車及び電気自動車等に対し、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる「車両接近通報装置」を義務付けることとします。

また、特に薄暮時における我が国の交通事故実態を踏まえ、周囲の明るさが一定以下となった際に前照灯が自動で点灯する「オートライト機能」を義務付けることとします。

このほか、以下のとおり道路運送車両の保安基準等を改正します。

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等について、以下の改正を行います。(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

#### 1. 保安基準等の改正項目

- (1) 車両接近通報装置に関する基準の導入
- (2) 昼間走行灯に関する基準の導入(国際基準)
- (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入
- (4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入
- (5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化
- (6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

#### 2. 公布・施行

公布:10月7日(本日)

施行:10月7日(1.(1)及び(4)にあつては10月8日)

(※各基準の適用日については別紙参照)

#### 問い合わせ先

自動車局 技術政策課:河野、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課:西村

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

**1. 背景**

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 168 回会合において、協定規則のうち、新たに「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」が採択され、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等が改訂されたことを踏まえ、国内においても、静音性車両に係る車両接近通報装置の基準及び二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等の基準を導入します。また、「デイトイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」について、新たに採用することとしました。

さらに、前照灯の自動点灯（オートライト）機能に係る基準の新設、直前直左確認鏡等の取付け方法の明確化並びに外装基準の改正及び適用猶予の解除等を行います。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

**2. 改正概要****I. 保安基準等の改正****(1) 車両接近通報装置に関する基準の導入**

ハイブリッド自動車等の走行音について、WP29 における「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の採択を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

**【適用範囲】**

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

**【改正概要】**

- 歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の性能要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。
- 車両接近通報装置については、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであることとします。

### 【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 3 月 8 日  
継続生産車：平成 32 年 10 月 8 日

## (2) 昼間走行灯に関する基準の導入

昼間走行灯について、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」を新たに採用し、以下のとおり基準を新設します。

### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

### 【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「灯火器の取付に係る協定規則（第 48 号）」の要件に適合する昼間走行灯を備えることができることとします。

## (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入

すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の基準に適合する自動点灯（オートライト）機能を有さなければならないこととします。

### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

### 【改正概要】

- すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の要件に従って、周囲の明るさ（照度）に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととします（※1）。また、このうち、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないものでなければならないこととします。

※1 走行用前照灯又は前部霧灯を点灯している場合及び自動車が駐停車状態にある場合等を除く。

#### すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

周囲の照度	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx 未満	点灯する	2 秒以内
1,000lx 以上 7,000lx 以下	—（※3）	—（※3）
7,000lx 超	消灯する	5 秒超 300 秒以内

※2 「灯火器の取付に係る協定規則（第 48 号）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯機能と同等の要件

※3 自動車製作者の定めるところによる。

**【適用時期】**

自動車の種別	適用時期 (新型車)	適用時期 (継続生産車)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t超のもの	平成33年4月	平成35年10月
上記以外の自動車	平成32年4月	平成33年10月

**(4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入**

二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等について、WP29における「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」等の改訂を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

**【適用範囲】**

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

**【改正概要】**

- 灯光の色及び明るさ等に関し「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則に係る協定規則（第50号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」の要件に適合する連鎖式点灯を行う方向指示器等を備えることができることとします。

**(5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化**

直前直左確認鏡等（※4）の取付方法について以下のとおり基準を明確化します。

- ※4 自動車の直前及び直左（左ハンドル車にあつては直右）の周辺状況を確認するための鏡その他の装置をいう。

**【適用範囲】**

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

**【改正概要】**

- 直前直左確認鏡等について、容易に取り外せないよう、溶接、リベット、ボルト・ナット等によって確実に取り付けなければならないこととします。

**【適用時期】**

- 平成29年1月1日以降の製作車より適用

**(6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除**

外装基準については現在適用を猶予しているところですが、以下の通り規定を改正した上で、平成29年4月1日以降適用することとします。

**【適用範囲】**

- 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて、平成21年1月1日以降に製作されたもの

#### 【改正概要】

- 型式指定時等には「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」に適合しなければならないこととします。
- 車検時等には「鋭い突起を有し、他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならないこと」を要件として課すほか、自動車の最外側から突出するアンテナ及び外開き式窓並びにホイールのリムの最外側から突出するホイールナット等を禁止することとします。

#### 【適用時期】

- 平成 29 年 4 月 1 日

#### (7) その他

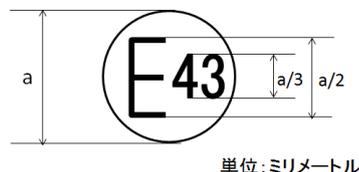
- 既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

#### 【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は  $a \geq 5$  とします。



## III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円の範囲で規定することとします。

## IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

### 3. スケジュール

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 7 日（I. (1)、(4) 及び (7) については平成 28 年 10 月 8 日）

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar16.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html)

平成 28 年 12 月 28 日  
自動車局自動車情報課  
整備課

**自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。**

～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～

図柄入りナンバープレートの導入、検査標章のデザイン変更等を行うための省令が本日公布されました。これにより、今後、ナンバープレートの多角的な活用や、検査標章の見やすさ向上による無車検運行の防止等を推進していきます。

**1. ナンバープレートの多角的活用等**

**(1) 図柄入りナンバープレートの導入**

自動車のナンバープレート ラグビーワールドカップ 2019  
について、背景に図柄を入れたものも交付できるようにします。これにより今後、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様のもの等を交付し、大会の機運醸成、地域振興を推進します。



来年 4 月より交付開始

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会



来年 10 月より交付開始  
(現在デザイン公募を実施中)

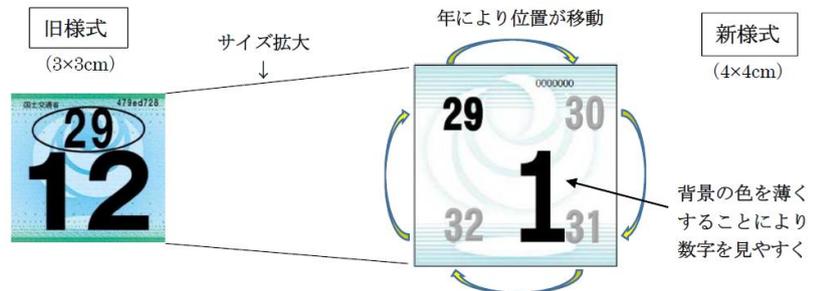
TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

**(2) 分類番号へのローマ字の導入 (※別紙参照)**

希望番号の普及に伴いナンバープレートの番号が枯渇しつつあることから、自動車の種別及び用途による分類を表示する分類番号にローマ字を追加することとします。

**2. 検査標章のデザイン変更**

フロントガラスの中央上部に貼り付けている検査標章の見やすさを向上させるため、シールサイズ、文字の配置等を見直します。



**3. 自動車保有関係手続の合理化**

**(1) ワンストップサービス (OSS) の推進 (※別紙参照)**

自動車関係手続の申請者負担を軽減するため、オンライン申請の対象手続を拡大します。

**(2) 申請書様式等の明確化**

自動車の登録・検査手続の際に必要な申請書について、窓口での購入ではなく、申請者が自らパソコン等により印刷して使用できるよう、様式等を定めます。

**4. 施行日**

- 分類番号へのローマ字の導入
  - 検査標章のデザイン変更
  - 申請書様式等の明確化
- } 平成 29 年 1 月 1 日
- 図柄入りナンバープレートの導入
  - OSS の推進
- } 平成 29 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】国土交通省 自動車局 自動車情報課又は整備課

図柄入りナンバー、分類番号へのローマ字導入、OSS、申請書様式関係

担当：勝山 電話：03-5253-8111 (内線 42119) 直通：03-5253-8587 FAX：03-5253-1639

検査標章関係

- 20 -

担当：中村、森 電話：03-5253-8111 (内線 42427) 直通：03-5253-8589 FAX：03-5253-1639

○分類番号へのローマ字の導入

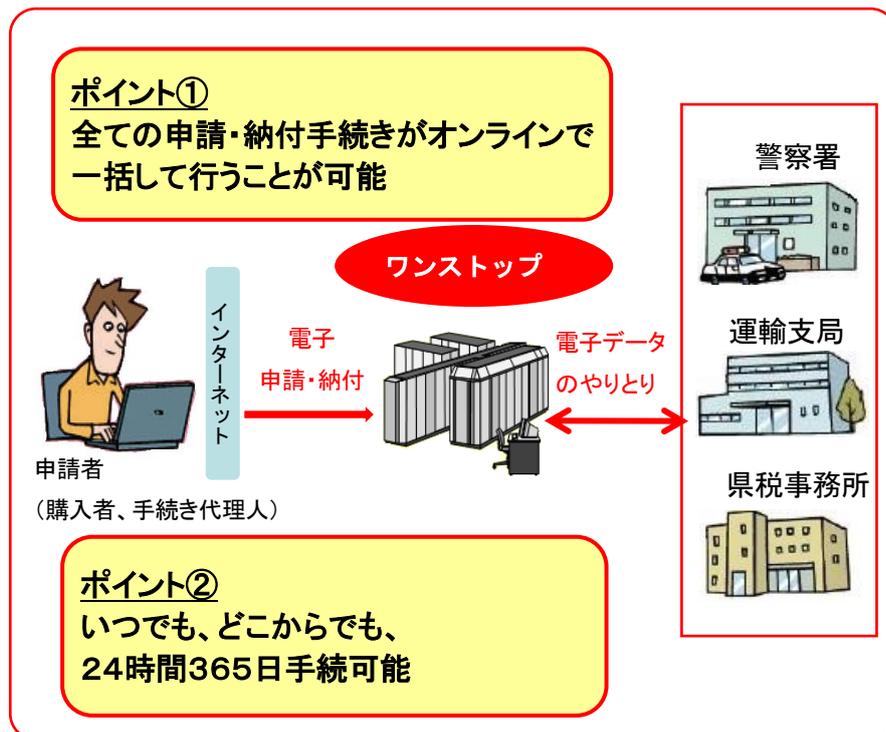
<ナンバープレートの表示内容>



<アルファベット導入後のイメージ>



○ワンストップサービス（OSS）の推進



(現行の新車新規 → 継続検査、変更・移転登録等へ対象手続きを拡大)

## 道路運送車両の保安基準等を改正します

－ 国際基準の改正への対応と自動走行車の公道実証実験に係る環境整備について －

今般、フルラップ前面衝突時の乗員保護等に関する国際基準の改正案が国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、これらの国際基準を導入することとします。

また、これに併せて、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」において、2017 年目途で実施することとされている限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証実験を可能とするため、安全確保を前提に、ハンドルやアクセルペダル等がない車両の公道走行が認められるよう、該当する保安基準を改正します。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

#### (1) 国際基準改正への対応

##### 1. フルラップ前面衝突時の乗員保護基準の強化

高齢者や体格の小さい乗員の保護の向上を図るため、衝突時の胸部圧迫の許容量を引き下げます。

本改正により、衝突時に、シートベルト等による胸部圧迫に起因する死亡事故等が一層低減されることが期待されます。



##### 2. 二輪自動車等に備える緊急制動表示灯の基準の新設

制動灯や方向指示器を高速で点滅させることにより、後方車両に急激な減速を知らせる「緊急制動表示灯」を、二輪自動車や原動機付自転車に備え付けることができます。



#### (2) 自動走行車の公道実証実験を可能とするための措置の実施

自動走行に係る車両について、公道実証実験を可能とするため、ハンドルやアクセル・ブレーキペダル等の保安基準を緩和できることとします。これにより、これら装置を備えない車両についても、速度制限、走行ルートへの限定、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に、公道走行が可能となります。

### 2. 公布・施行

公布：2月9日（本日）

施行：2月9日（※各基準の適用日については別紙参照）

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について (概要)

### 1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 169 回会合において、協定規則のうち、新たに「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」が採択されたことを踏まえ、これらの協定規則を新たに採用することとしました。また、「制動装置に係る協定規則（第 13H 号）」等の改訂が、WP29 第 169 回会合等において採択されたところです。

また、現在開発が進められている自動走行技術については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成28年5月に取りまとめた「官民ITS 構想・ロードマップ2016」において、限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証を2017年目途で実施するため、本年より「ハンドル、アクセル等車両要件等（道路運送車両法）などの制度等に関し、どのような特例措置等が必要かを含めてその詳細を検討するとともに、無人自動走行移動サービスの公道実証の安全確保のための措置に関する検討を進める。」こととされているところです。

このため、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「基準緩和告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

### 2. 改正概要

#### I. 保安基準等の改正

##### (1) 車枠及び車体に関する改正（細目告示第 22 条、第 100 条、第 178 条関係）

高齢者等の体型の小さい乗員について、シートベルトの胸部圧迫による傷害の発生を防止するため、「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

##### 【適用範囲】

- 乗車定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第 137 号)」の改正に伴い、助手席乗員（女性ダミー）の胸部圧縮の基準値を 42mm 以下から 34mm 以下に強化します。

【適用時期】

新型車

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの	3.5t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 39 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの	—	平成 39 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 39 年 9 月 1 日

(2) 緊急制動表示灯に関する改正（保安基準第 41 条の 4、第 63 条の 3（新設）関係）

緊急制動表示灯について、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 既に四輪自動車において備付けが認められている緊急制動表示灯について、協定規則第 53 号及び第 78 号に規定された要件に適合するものを二輪自動車等に備えることができることとします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

(3) 走行装置に関する改正（細目告示第 11 条関係）

国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の創設に伴い、これまでタイヤ単体で規定されていた耐荷重性能等について、車両との組み合わせを考慮すべきことを明確化するために新設された「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」を採用し、以下のとおり基準を新設します（IWVTA 創設に伴う所要の協定規則の整備）。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 型式指定時等において、自動車に装着するタイヤは「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の技術的要件（自動車に装着するタイヤは、溝や幅等に関し全

て同一であること、自動車の許容最大質量以上の荷重に耐えるタイヤを備えること等)に適合しなければならないこととします。

**【適用時期】**

新 型 車：平成 30 年 4 月 1 日

継続生産車：平成 34 年 4 月 1 日

**(4) 制動装置に関する改正 (細目告示第 15 条、第 93 条関係)**

WP29 において、既に日本が採用している「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」において規定されているブレーキアシストシステム及び横滑り防止装置に係る技術的要件について、同協定規則よりそれぞれ分離されることに伴い、「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」及び「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」を新規則として採用します (協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」に規定されていた要件から変更はありません)。

**【適用範囲】**

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)

**【改正概要】**

- 乗用自動車に備付けが義務付けられているブレーキアシストシステム、横滑り防止装置について、それぞれ「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」、「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」の技術要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。

**【適用時期】**

新 型 車：平成 30 年 9 月 1 日

**(5) ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間に関する改正**

(細目告示第 26 条、第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)

- ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間について、以下のとおり基準を改正します (基準間の関係整理のための形式的な改正)。

**【適用範囲】**

- 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)

**【改正概要】**

- 現在の保安基準では、ヘッドクリアランスと座席幅について、具体的な寸法要件を規定しています。これに対し、型式指定時等において、協定規則の基準を満たしている座席及びヘッドレストを備えている座席のヘッドクリアランスは、基準に適合しているものとみなすこととします。
- また、協定規則の基準を満たしている座席、座席ベルト取付装置及び座席ベルトを備えている座席の着席に必要な空間は、基準に適合しているものとみなすこととします。

## 【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

### (6) その他

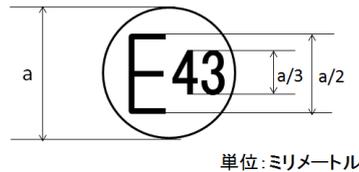
- 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）等が適用される自動車において、異常を示す運転席の警報ランプ（テルテール）が点灯している場合については、その装置に係る機能が基準に適合しないことを明確化する改正を行い、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」において規定されているタイヤ空気圧警報装置に係る技術的要件について、同協定規則より分離されることに伴い、「タイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 141 号）」を新規則として採用します（協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」に規定されていた要件から変更はありません）。
- その他、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## II. 装置型式指定規則の改正

「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等所要の改正を行います。また、型式指定時に提出した書面の記載事項を変更する場合、第 4 条の 2 に基づく既指定装置型式指定申請を行うこととしていますが、当該変更が軽微なものである場合については届出書を提出すればよいこととします。

### 【改正概要】

- 特定装置の種類について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」を追加します。
- 「ブレーキアシストシステム」はブレーキアシストシステムに係る協定規則に、「横滑り防止装置」は横滑り防止装置に係る協定規則に、「空気入りゴムタイヤの取付装置」はタイヤ取付けに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
- 「タイヤ空気圧監視装置」、「乗用車の制動装置」、「フルラップ前面衝突時の乗員保護装置」及び「年少者用保護乗車装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」は  $a \geq 8$  とします。



- 第4条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更があった場合、変更後遅滞なく届出書を提出することとします。

### Ⅲ. 共通構造部型式指定規則の改正

型式指定時に提出した第3条第2項第1号から第3号までの書面の記載事項に軽微な変更があった場合、第8条第1項第2号に基づき届出を行うこととしていますが、第3条第2項第5号の書面の記載事項に軽微な変更があった場合についても届出書を提出すればよいこととします。

### Ⅳ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円の範囲で規定することとします。

### Ⅴ. 基準緩和告示の改正

最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車について、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、横向き座席を備えることができることとします。

また、自動走行車に係る公道実証を安全かつ円滑に実施するための環境を整備するため、走行ルートの変更や緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じること等を前提に、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、操縦装置及びかじ取り装置に係る基準を緩和できることとします。

### **3. スケジュール（予定）**

公布：平成29年2月9日

施行：平成29年2月9日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun16.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun16.html)



平成29年3月10日

自動車局整備課

## 無車検車両の使用者に対し注意喚起を行っています。

～安全・環境上の問題のみならず、自賠償による被害者への適切な保障がなされないため、無車検運行排除が極めて重要です～

車検切れ等により無車検となっている車両の使用者に対して注意喚起ハガキの送付等、無車検運行をすることがないように注意喚起を行っています。

使用者の皆様には、安全・安心な車社会のため、車検ステッカーや車検証の有効期間をご確認いただき、うっかり忘れ等がないよう車検及び点検・整備の確実な実施をお願いいたします。

今後も無車検車対策を総合的に進め、警察と協力をしながらその排除に努めてまいります。

### 〔国土交通省の無車検車対策〕

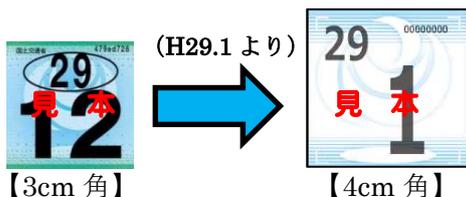
- ① 保有管理する車検証情報で、うっかり忘れていた可能性が高いと考えられる車検切れ1年以内の車両の使用者に対して無車検運行の注意喚起ハガキを送付。  
(H28年度はH29.1月に57,000通、H27年度は20,000通、H26年度は10,000通)
- ② ナンバー読取装置を主要道路に一定期間設置して、通過する車両のナンバープレート情報を取得するとともに、これを車検証情報と突合し、無車検運行の実態を調査。運行が確認された使用者に対し、無車検運行の禁止と車検受検を促す指導ハガキを送付。(H29.2月末より1,083台に送付) \*実績は別紙参照
- ③ 国交省HPの無車検・無保険車通報窓口に通報のあった車両に対し注意文書の送付。  
平成27年度は151台の無車検通報があり、車検証情報確認の上、無車検車両95台、車検ステッカー未貼付等39台に対し注意文書を送付。

通報窓口 URL [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk5\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html)

- ④ 警察と連携して実施する街頭検査等の際に無車検車両運転者に対し直接指導。

	実施回数	検査車両数	うち無車検車両数
平成27年度街頭検査	2,757回	130,491台	127台

- ⑤ フロントガラス等に貼っている車検ステッカーを視認性の高いものに変更。(登録車のみ)



### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 中村、島川、森  
代表：03-5253-8111 (内線 42427)  
直通：03-5253-8600

## ナンバー読取装置による無車検車両実態調査結果

## 【平成 28 年度調査結果】

実施場所 (実施期間)	捕捉台数	無車検台数	登録車		軽自動車	
		割合	捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
札幌市東区苗穂 (国道 274 号線) (H29.1.17~H29.1.23)	58,467	164 0.28%	44,095	127 0.28%	14,372	37 0.25%
広島市南区青崎 (国道 2 号線) (H29.1.15~H29.1.21)	109,596	176 0.16%	75,026	94 0.16%	34,570	82 0.23%
松山市東石井 (国道 33 号線) (H29.1.12~H29.1.18)	67,638	119 0.17%	40,307	63 0.15%	27,331	56 0.20%
福岡市博多区千代 (国道 3 号線) (H28.12.21~H28.12.27)	45,397	102 0.22%	32,078	53 0.16%	13,319	49 0.36%
那覇市首里末吉町 (国道 330 号線) (H29.1.21~H29.1.27)	108,570	522 0.48%	57,937	160 0.27%	50,633	362 0.71%
合計	389,668	1,083 0.27%	249,443	497 0.19%	140,225	586 0.41%

## 【参考：平成 26 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数	登録車		軽自動車	
		割合	捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
東京都大田区 (環状 7 号線)	123,370	182 0.14%	108,992	119 0.10%	14,378	63 0.43%
名古屋市港区 (国道 23 号線)	97,527	314 0.32%	83,712	208 0.24%	13,815	106 0.76%
大阪市東淀川区 (府道 14 号線)	65,334	339 0.51%	50,449	253 0.50%	14,885	86 0.57%
合計	286,231	835 0.29%	243,153	580 0.23%	43,078	255 0.59%

## 【参考：平成 27 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数	登録車		軽自動車	
		割合	捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
山形市小立 (国道 13 号線)	65,462	109 0.16%	47,878	65 0.13%	14,372	44 0.30%
長野市大橋南 (国道 18 号線)	83,039	176 0.21%	54,973	94 0.17%	28,066	82 0.29%
福井市羽水 (国道 8 号線)	68,041	201 0.29%	45,533	123 0.27%	22,508	78 0.34%
合計	216,542	486 0.22%	148,384	282 0.19%	68,158	204 0.29%

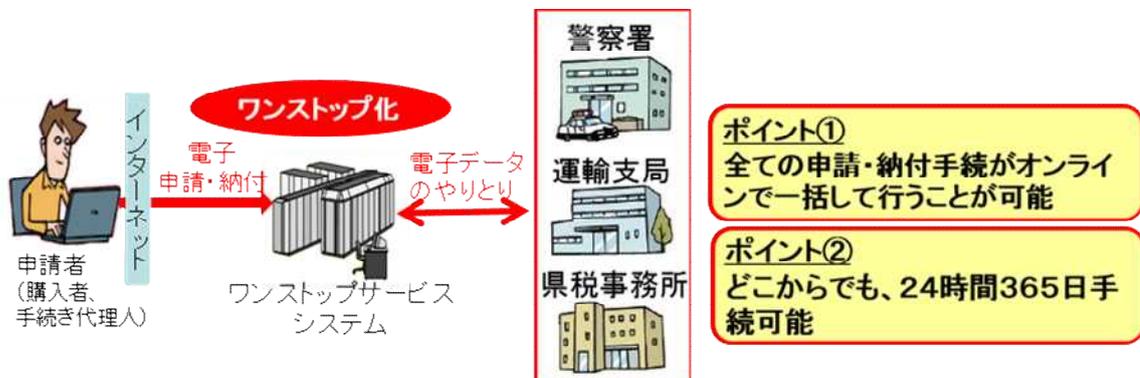
平成29年3月30日

自動車局自動車情報課

## 自動車の関係手続のオンライン化の拡大

～より簡単・便利・迅速に！！～

自動車の手続は、検査・登録(国土交通省)、保管場所証明(警察)、税(国・県)と複数の官署にまたがり、ユーザーや手続の代行を行っている者にとって複雑なものとなっておりますが、平成29年4月3日より、これらの手続をオンラインで一括申請出来るワンストップサービス(OSS)の対象を拡大します。



### 1. 対象手続の拡大

従来は新車を購入した際の手続のみが対象となっていましたが、今後は中古車売買、継続検査(いわゆる車検)、住所変更等の手続もOSSの対象となります。

### 2. 対象地域の拡大

従来は、OSSを利用できる地域は全国11都府県にとどまっていたましたが、対象手続の拡大にあわせ、継続検査については全47都道府県で一斉に、その他の手続についても順次拡大します。



これらの取組みにより、自動車関係手続をより簡単、便利、迅速に行うことが出来るようになり、今後は自動車ユーザー自ら申請を行うことが増加し、又は手続の代行を行っているディーラーや指定整備工場等の業務負担が軽減されることを期待しています。

#### <問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 自動車情報課 宮岡、能勢、本間、伊藤

電話:03-5253-8111(内線 42117、42118) 直通:03-5253-8588 FAX:03-5253-1639



平成29年7月5日  
自動車局技術政策課

## 基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について ～基準緩和自動車の適正使用を徹底するため関係通達を見直します～

基準緩和自動車の認定制度について、一層適切な運用を確保する観点から下記の事項を実施するため、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」を改正するとともに、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」を発出しました。

長大又は超重量物を輸送するトレーラ等の基準緩和自動車は条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を課していますが、これを遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声が上がっています。

一方で、トラック運送業にあっては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

今回の基準緩和自動車の認定制度の見直しは、以上を踏まえて実施するものです。

### 記

- ① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長4年とします。
- ② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法に基づく立入検査を速やかに行い違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消しを含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。
- ③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。

なお、本年5月1日から5月30日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170912&Mode=2>

#### 〈問合せ先〉

自動車局 技術政策課 課長補佐 山名、大久保

代表：03-5253-8111（内線 42259、42216）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

**基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について****1. 背景**

長大又は超重量貨物の輸送に供するトレーラ等については、道路やたの交通への影響が大きいことから、その運行にあたっては事前に車両の寸法や重量にかかる保安基準の緩和について地方運輸局長の認定を受け、かつ、その際期限、条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を遵守する必要があります。

また、期限満了日以降も引き続いて使用する場合は、緩和の継続認定を受ける必要があります。

さらに、運行においては安全確保のため誘導車の配置を求められる場合があります。

トラック運送業にあつては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

一方で、関係法令を遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声もあります。

今般業界から、これらの要望を受け、基準緩和自動車の適正使用の推進を図るため、法令遵守が徹底されていると認められる事業者に対してはインセンティブとして継続緩和申請における負担軽減を図る等諸々の検討を行った結果、以下の通達を改正するなどの措置を行いました。

**2. 改正通達等**

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）の一部を改正する。

「基準緩和自動車の行政処分等要領について（依命通達）」を制定する。

**3. 改正等概要**

① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長で4年とします。

安全性優良事業者認定制度（Gマーク制度）を活用して、法令遵守体制が徹底されていると認められる事業用の基準緩和自動車については、緩和の継続認定において緩和の有効期間を現行の最長2年から3年へ延長し、その後も適切な運行が確保されている場合は、次回以降の継続認定において最長4年まで延長します。

② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく立入検査を速やかに行い、違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消を含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。

基準緩和自動車が認定において付された条件や制限に違反して運行することは、事故の原因となる、また、その被害も甚大となる可能性が高くなります。

このような違反運行を防止するため、行政処分や行政指導の要領を定め、これを公表することとします。主な内容は以下のとおりです。

◇ 基準緩和自動車による重大事故の惹起又は不正な運行等について情報があり、当該自動車が認定で付された条件や制限に違反して運行した疑いがあると判断された

場合は、道路運送車両法第100条に基づく検査等を実施し事実関係を確認します。

- ◇ 違反内容に応じて違反点数の取扱いを規定し、基準緩和自動車ごとに算出した合計違反点数により勧告、警告又は認定の取消を行うものとし、違反運行により死亡事故等の重大事故を惹起した場合は、即座に認定を取り消すことがあり得るものとし、
- ◇ なお違反点数は定められた期間中、使用者ごとに累積し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第7項に基づき地方運輸局長が基準緩和の認定をしない相当な理由として活用します。

**③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。**

特大車両の先導等、誘導作業を担う誘導車に緑色の点滅する灯火を備える基準緩和は、これまで申請において誘導される車両が幅3メートル以上、又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラ等であることを確認して認定していますが、車両制限令に基づく特殊車両通行許可の条件として誘導車の配置を求められている車両を誘導することが確認されたものについても認定できることとします。

#### 4. 施行日

「基準緩和自動車の認定要領の制定について」の一部改正について

平成29年7月3日

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」

平成29年7月3日

## OCR記入時のお願い

平成29年1月より継続検査申請書(OCRシート)の様式が変更となり、同時に読み取り方法も変更となりました。

変更後のOCRシートでは文字を記入する枠内の文字を読み取る方法に変更されており、文字が枠に重なったり、はみ出していれば読み取りができません。

	人の目では	機械では	認識結果	
変更前のOCRシート	4 7 8	4 7 8	4 7 8 (正常に認識)	赤色ランプを照射し文字だけを認識できる
変更後のOCRシート	4 7 8	7 }	1 ? 3 (誤読)	枠内の文字のみ認識するので誤読となる

変更後のOCRシートは、枠に重なったりはみ出したりしないように枠内に明瞭に文字を記載(印字)してください。

変更後のOCRシートによる誤読が大量に発生しており、継続検査窓口の処理に時間がかかっております。

自動車検査証交付の迅速化のためにご協力をお願いいたします。

### 【参考】

OCRシート(継続検査申請書等)のダウンロードは以下のURLより行えます。次ページのOCRE印刷時のお願いをよくお読みいただいた上でご利用ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk6\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000021.html)

# OCR印刷時のお願い

以下の条件を満たしたときのみ印刷したOCRシートが使用できます。

## 1. プリンターはレーザープリンターですか？

インクジェットプリンターで印刷したOCRシートは読み取りができません。

## 2. 印刷する用紙の白色度は80%以上ですか？

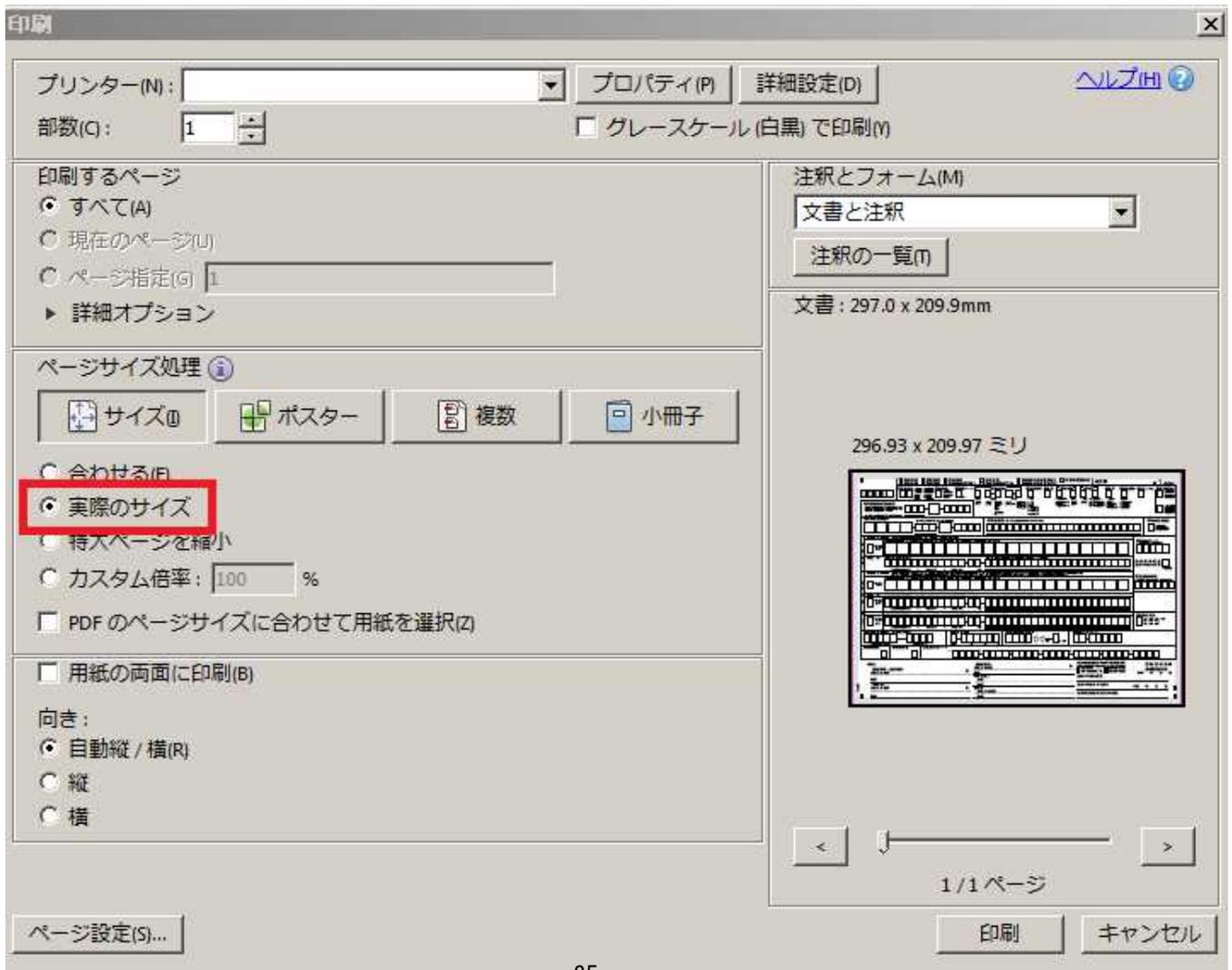
白色度が80%未満の用紙は読み取りができません。

## 3. AdobeのAcrobat Readerで印刷しましたか？(プラグイン含む)

Acrobat Readerで印刷したときのみ、使用できます。その他のPDFソフト等で印刷した場合には読み取りができません。

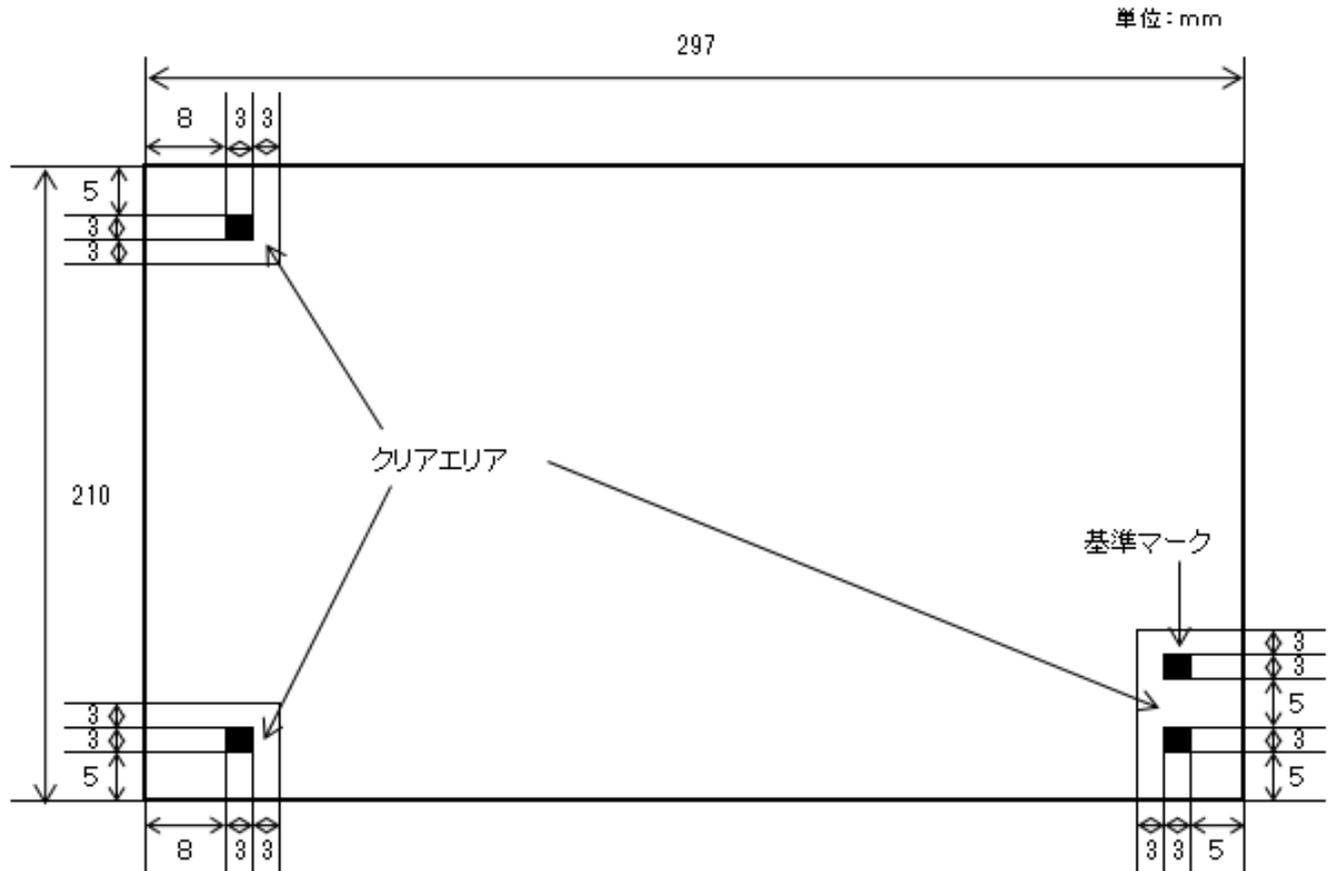
## 4. Acrobat Readerの印刷設定画面で「実際のサイズ」を選択し、印刷しましたか？

「合わせる」などその他の設定で印刷すると、サイズが異なって印刷されますので読み取りができません。



5. 基準マーク(OCRシートの左上、左下、右下の4つのマーク)の大きさや位置は下図のとおりですか？

上記4で「合わせる」などで印刷した場合やコピーした場合は基準マークの大きさや位置が下図の範囲に入らなくなりますので読み取りができません。



6. コピーしたOCRシートは使用できません。必ずレーザープリンターから印刷されたOCRを使用してください。

コピーした用紙は、かすれ、ズレ、傾きが発生する可能性が高く、また、5.の基準マークが範囲に入らなくなりますので読み取りができません。

7. しわ、濡れ、変色がある用紙は使用できません。

特に、雨の日の「濡れ」にはご注意ください。また、手に持った際の湿気などで用紙にヨレが発生した場合も読み取りができません。

8. 裏面に印字などがされている用紙は使用できません。

印字が写りこみ、読み取りができません。

9. 印刷する用紙は「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」などの表示で市販されているものを使用してください。

2.のとおり、白色度には注意してください。

10. 用紙の大きさはA4版(JIS A列4番)を使用してください。

# お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から継続検査ワンストップサービス(OSS)\*が開始されることに伴い、OCRシートに証明書指示欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおりOSSを利用せずに継続検査の申請を行う場合には、**必ず証明書指示欄に以下に該当する番号の記載が必要**となります。

つきましては、自動車検査証の返付業務を速やかに行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

\* 継続検査ワンストップサービス(OSS)とは、通常紙で行っている重量税納付、手数料納付、申請等を一括してインターネットでおこなうもの。

## < 指定整備工場の方 >

OSS(インターネット)を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「**1**」を記載してください。

20 証明書指示

**1**

- 1 保・自提出
- 2 保適証取得
- 3 自賠償提出
- 8 保適証照会
- 9 自賠償照会

## < 持込検査の方 >

これまでと同様に自動車賠償責任保険証を提示される場合には、証明書指示欄に「**3**」を記載してください。

20 証明書指示

**3**

- 1 保・自提出
- 2 保適証取得
- 3 自賠償提出
- 8 保適証照会
- 9 自賠償照会

※上記以外の方法により申請される場合には、窓口担当者にお問い合わせください。

## ナンバープレートの表示等の基準が 制定されました(平成28年4月1日施行)



国土交通省 四国運輸局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### ● ナンバープレートの表示に関する基準の適用時期



四国運輸局

#### ナンバープレートの表示に関する基準の適用時期等

##### 1. ナンバープレートに取り付けることができる物品

(規定に基づく方法、位置に取り付けられたものに限る)

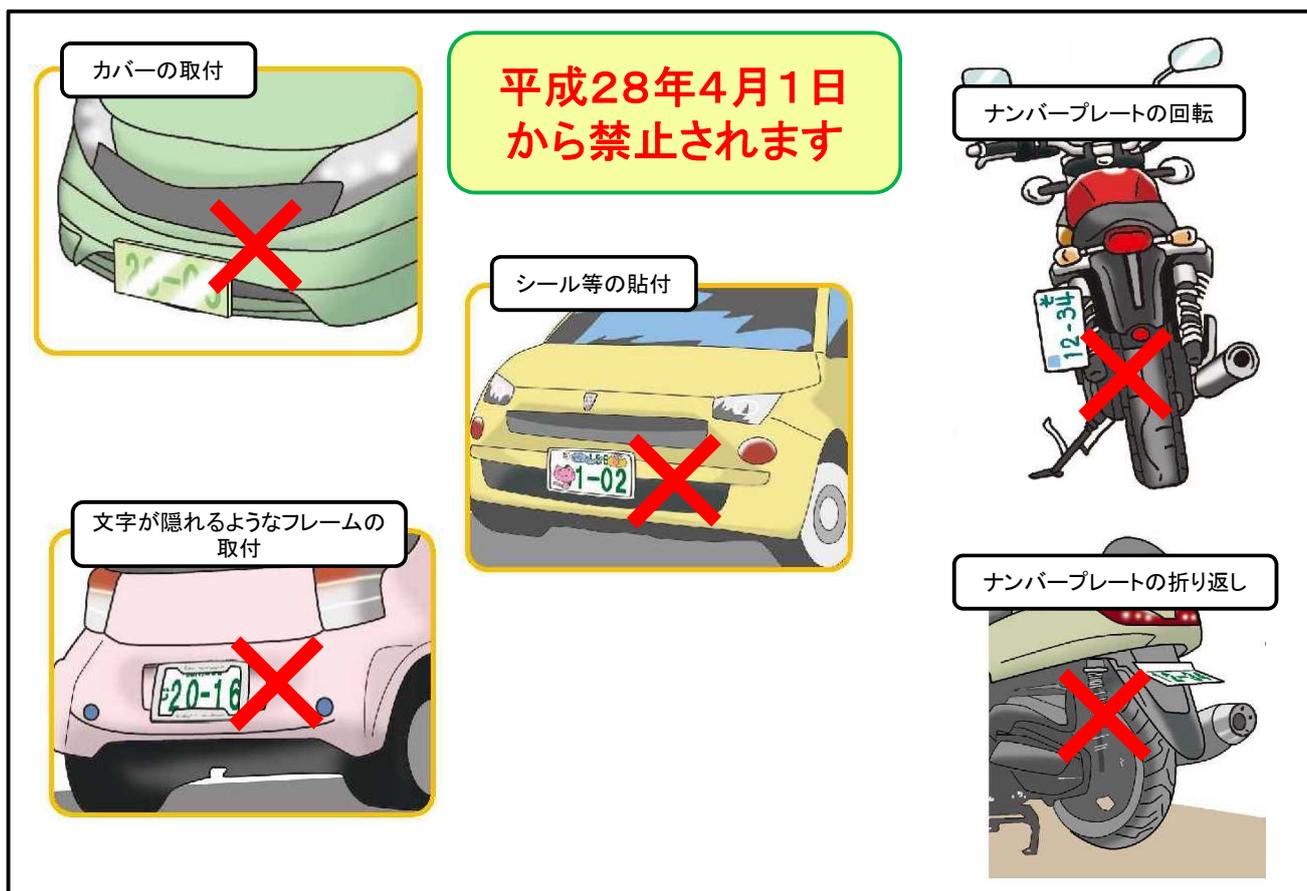
- ① 封印
- ② 臨時検査合格標章
- ③ 検査標章
- ④ 自動車損害賠償保障法に基づく保険標章又は共済標章
- ⑤ 自動車損害賠償保障法に基づく保険・共済除外標章
- ⑥ 基準に適合するナンバープレート用フレーム
- ⑦ 基準に適合するボルトカバー

##### 2. 平成33年3月31日以前に登録・検査・使用の届出(※1)がある自動車に適用される基準

- ① ナンバープレートカバーが装着されていないこと
- ② ナンバープレート用のフレーム、ボルトカバーは、取り付けられた状態で、番号(※2)を被覆せず、番号の判読ができ、かつ、脱落するおそれのないものであること
- ③ ナンバープレートは、番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示すること
- ④ ナンバープレートの取付け角度は、番号の判読ができる見やすい角度とすること
- ⑤ ナンバープレートは折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障を生じないこと
- ⑥ ナンバープレートは、水平に取り付けられていること

注)※1:登録がある自動車とは、普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車をいう。  
検査がある自動車とは、小型の二輪自動車及び検査対象軽自動車をいう。  
使用の届出がある自動車とは、検査対象外軽自動車をいう。

※2:番号とは、ナンバープレートに記載されている文字、番号の全てをいう。



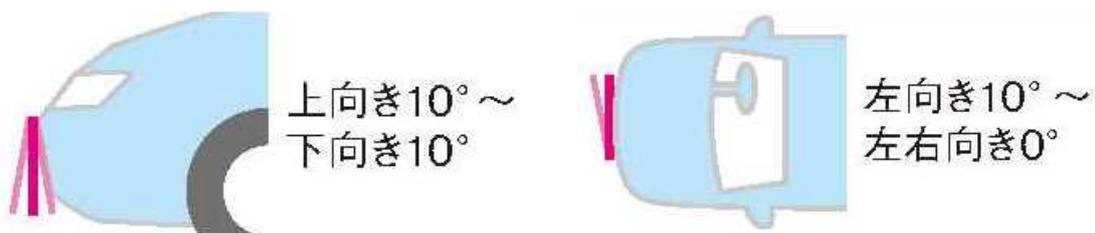
2. 平成33年4月1日以降に登録・検査・使用の届出がある自動車に適用される基準

- ① ナンバープレートカバーが装着されていないこと
- ② ナンバープレート用のフレームは、次の基準に適合すること  
 (自動車登録番号標及び検査対象軽自動車の車両番号標に限る)
  - ・その幅が上部にあっては10ミリメートル以下、左右にあっては18.5ミリメートル以下、下部にあっては13.5ミリメートル以下のものであること
  - ・その厚さが、上部にあっては6ミリメートル以下(上部の幅が7ミリメートル以下の場合にあっては10ミリメートル以下)、それ以外の部分にあっては30ミリメートル以下であること
  - ・脱落するおそれがないこと

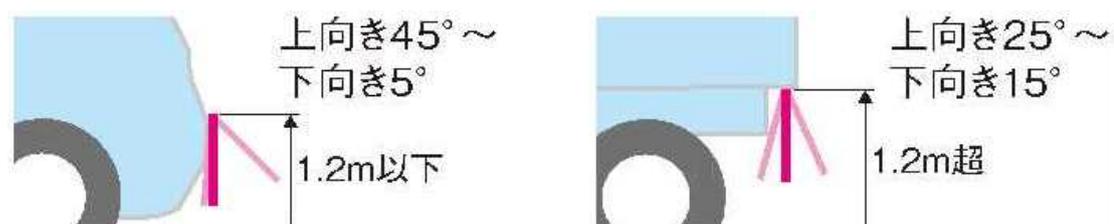


- ③ ナンバープレート用のボルトカバーは、次の基準に適合すること
  - ・その直径が28ミリメートル以下であって、番号に被覆しないこと
  - ・その厚さが9ミリメートル以下であること
  - ・脱落するおそれがないこと

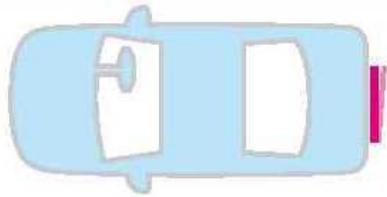
- ④ ナンバープレートは、番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示すること
- ⑤ ナンバープレートの取付け角度は、次の基準に適合すること
  - 自動車の前面のナンバープレートは、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き10度以下若しくは下向き10度以下であること
  - 自動車の前面のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き10度以下であること



- 自動車の後面のナンバープレートは、その上端が地上面から1.2メートル以下の高さの位置にある場合は、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き45度以下若しくは下向き5度以下であること  
(オートバイ(側車付を含む)を除く)
- 自動車の後面のナンバープレートは、その上端が地上面から1.2メートルを超える高さの位置にある場合は、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き25度以下若しくは下向き15度以下であること  
(オートバイ(側車付を含む)を除く)



- 自動車の後面のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き5度以下であること  
(オートバイ(側車付を含む)を除く)

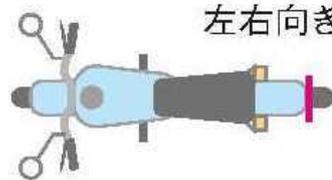


左向き5° ~左右向き0°

- オートバイ(側車付を含む)のナンバープレートは、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き40度以下若しくは下向き15度以下であること
- オートバイ(側車付を含む)のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であること



上向き40° ~  
下向き15°

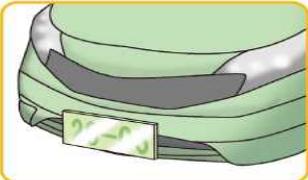


左右向き0°

- 自動車のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が水平であること
- 確実に取り付けることによって表示していること
- 自動車のナンバープレートが折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないこと  
その他の番号の識別に支障が生じない方法によって表示していること

平成28年4月1日から  
禁止

**カバー**

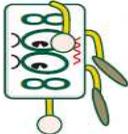


ナンバープレートカバーは装着禁止!! 無色透明でもダメ!!



**回転**

回転させて取り付けてはいけません。

**ひふく被覆**

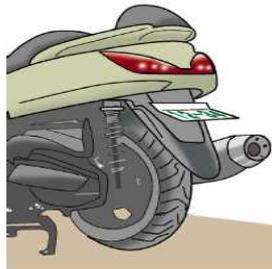
ナンバープレートのすべての文字が判読できなければダメ!!





**折り返し**

折り返してはいけません。




## 道路運送車両法

(自動車登録番号標の表示の義務)

第19条 自動車は、第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

## 道路運送車両法施行規則

(自動車登録番号標の取付け)

第7条 法第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)及び第6項並びに法第20条第4項の規定による自動車登録番号標の取付けは、第8条の2第1項本文に規定する位置に、同条第2項に規定する方法により表示されるように行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(自動車登録番号標の表示)

第8条の2 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

2 法第19条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。
- 二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

### 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示

平成27年12月28日

(用語)

第1条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- 一 「車両中心線」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条第5号の車両中心線をいう。
- 二 「上向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号票等」という。)にあつてはその下端がその上端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつてはその上端が下端よりも前方にある状態をいう。
- 三 「下向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあつてはその上端がその下端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつてはその下端が上端よりも前方にある状態をいう。
- 四 「左向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては当該自動車の右側面に近い部分が当該自動車の左側面に近い部分よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつては当該自動車の左側面に近い部分が当該自動車の右側面に近い部分よりも前方にある状態をいう。

(自動車登録番号標等の表示の位置)

第2条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第8条の2第1項(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。)、第43条の7及び第63条の8において準用する場合を含む。)の告示で定める位置は、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号、臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号(以下「自動車登録番号等」という。)の識別に支障が生じないように、見やすい位置とする。

(自動車登録番号標等の表示の方法の基準)

第3条 規則第8条の2第2項第1号(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。)及び第43条の7において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き10度以下若しくは下向き10度以下であること。
  - 二 自動車の後面の自動車登録番号標等であつて、その上端が地上面から1.2メートル以下の高さの位置にある場合にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き45度以下若しくは下向き5度以下であること。
  - 三 自動車の後面の自動車登録番号標等であつて、その上端が地上面から1.2メートルを超える高さの位置にある場合にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き25度以下若しくは下向き15度以下であること。
  - 四 自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き10度以下であること。
  - 五 自動車の後面の自動車登録番号標等にあつては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き5度以下であること。
  - 六 自動車登録番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
  - 七 自動車登録番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあつては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、自動車登録番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないことその他の自動車登録番号等の識別に支障が生じない方法によって表示していること。
- 2 規則第24条(二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る部分に限り、規則第26条の5において準用する場合を含む。)及び第43条の7(二輪の小型自動車に係る部分に限る。)において準用する規則第8条の2第2項第1号の告示で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
- 一 臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標(以下「臨時運行許可番号標等」という。)の上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き40度以下若しくは下向き15度以下であること。

- 二 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であること。
  - 三 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
  - 四 臨時運行許可番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあつては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、臨時運行許可番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆でないことその他の臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号の識別に支障が生じない方法によって表示していること。
- 3 規則第63条の8において準用する規則第8条の2第2項第1号の告示で定める基準は、前項各号に掲げるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日以前に、法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に係る自動車登録番号標等については、第3条第1項第1号から第5号まで、第2項第1号及び第2号並びに第3項(同条第2項第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、これらの自動車の運行中当該自動車に係る自動車登録番号等が判読できるような見やすい角度によることができる。
- 3 法第34条第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可又は法第36条の2第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車に係る臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標(前項に規定するものを除く。)については、第3条第1項第1号から第5号まで並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、これらの自動車の運行中当該臨時運行許可番号標又は当該回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるような見やすい角度によることができる。

### 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示

平成27年12月28日

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品に関し道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第8条の2第2項第2号(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。)、第43条の7及び第63条の8において準用する場合を含む。)の告示で定める物品は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 封印(規則第8条第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標の左側の取付け箇所に取り付ける場合に限る。)
- 二 臨時検査合格標章(規則第37条の2第4項において準用する規則第37条の3第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 三 検査標章(規則第37条の3第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標等の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 四 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条の2第1項の保険標章(自動車損害賠償保障法施行規則(昭和30年運輸省令第66号)第1条の5第3項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 五 自動車損害賠償保障法第9条の4において準用する同法第9条の2第1項の共済標章(自動車損害賠償保障法施行規則第8条で準用する同令第1条の5第3項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 六 自動車損害賠償保障法第10条の2第1項の保険・共済除外標章(検査対象外軽自動車に表示する場合に限る。)
- 七 自動車登録番号標又は検査対象軽自動車の車両番号標に取り付けるフレームであつて、次に掲げる基準に適合するもの

- イ その幅(自動車登録番号標等に取り付けたときの当該自動車登録番号標等の外縁からフレームの内縁までの長さをいう。以下同じ。)が、上部にあつては10ミリメートル以下、左右にあつては18.5ミリメートル以下、下部にあつては13.5ミリメートル以下のもの
  - ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたフレームの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が、上部にあつては6ミリメートル以下(上部の幅が7ミリメートル以下の場合にあつては10ミリメートル以下)、それ以外の部分にあつては30ミリメートル以下のもの
  - ハ 脱落するおそれのないもの
- 八 自動車登録番号標等に取り付けるボルトカバーであつて、次に掲げる基準に適合するもの
- イ その直径が28ミリメートル以下であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号又は車両番号標に記載された車両番号(以下「自動車登録番号等」という。)に被覆しないもの
  - ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたボルトカバーの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が9ミリメートル以下のもの
  - ハ 脱落するおそれのないもの

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日以前に、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に係る自動車登録番号標等については、第7号及び第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。
  - 一 これらの自動車に係る自動車登録番号等に被覆しないもの
  - 二 脱落するおそれのないもの
  - 三 これらの自動車の運行中当該自動車登録番号等が判読できるもの

11. 自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

国自技第21.1号  
平成29年1月16日

定期点検整備促進協議会代表  
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
会長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局長 藤井 直樹



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあつては右側上部隅）の位置に1枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成29年4月1日から平成32年1月31日

4. 貼付するステッカー

別紙2のとおり

5. 管理要領

別紙1及び別紙3のとおり

## 定期点検整備促進対策要綱

### 1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

### 2. 実施期間

平成29年4月1日より平成30年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

### 3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

### 4. 実施要領

- 1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

#### 4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

##### (1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車  
小型自動車（二輪車を除く）  
軽自動車（二輪車を除く）  
大型特殊自動車

##### (2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成29年4月1日～平成29年9月30日

30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成30年9月30日

31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成31年9月30日

(ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成28年4月1日～平成30年1月31日  
30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成31年1月31日  
31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成32年1月31日

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。  
また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、<sup>一般</sup>社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

1) 中央の事務局は、<sup>一般</sup>社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2) 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

## 7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

## 別紙

### 点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、平成29年用は緑色、平成30年用は橙色、平成31年用は青色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



点検整備実施事業場

実施  
年月日 \_\_\_\_\_

認  
証  
番  
号 \_\_\_\_\_

実  
施  
事  
業  
場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

31	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずがしてください。

- ・前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- ・平成32年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

## 別紙 2

### 点検整備済ステッカー（平成31年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認番号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

31	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済  
 ・前面窓ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付けすることができます。  
 ・平成32年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

#### ○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| ① 自家用乗用車 | 平成30年 1月1日～平成30年12月31日 |
| ② 自家用貨物車 | 平成30年 7月1日～平成31年 6月30日 |
| ③ 事業用自動車 | 平成30年10月1日～平成31年 9月30日 |

#### ○前面ガラスに貼付してよい期間

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ① 自家用乗用車 | 平成30年 1月1日～平成32年1月31日 |
| ② 自家用貨物車 | 平成30年 7月1日～平成32年1月31日 |
| ③ 事業用自動車 | 平成30年10月1日～平成32年1月31日 |

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1. 目的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2. 対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3. 貼付者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5. はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

6. はく離方法

手等ではく離する。

7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。

### 第三章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

#### 1. 審査事務規程の一部改正について（第3次改正）

プレスリリース

平成28年10月7日



#### － 審査事務規程の一部改正について（第3次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年10月11日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、取付方法等に関する要件を規定します。（7-100、8-100）
  - 昼間走行灯（デイトムランニングランプ）にかかる規定を新設し、要件に適合するものについては、300カンデラを超えたものであっても自動車に備えることができることとします。（7-72の2、7-92、8-72の2、8-92）
  - ドライバー異常時対応システムを搭載した自動車について、車外報知のための電光表示器を設置することや、緊急停止時に限って制動灯等を点滅させることができることとします。（7-84、7-85、7-89、7-92、8-84、8-85、8-89、8-92）
  - 各項において、基準に適合するものとして「共通構造部指定を受けた装置」を追加します。
2. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定します。（7-49、8-49）
3. その他、用語の定義の拡充、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成28年10月7日

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成28年10月7日

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、  
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

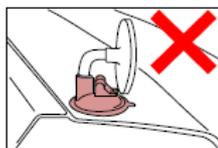
# 保安基準に適合しません

## ■保安基準に適合しないものの例

- (1) 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの  
（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る）に取付けられているものを除く。）
- (9) カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）、が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。  
ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分  
イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(イ)又は(イ)に掲げるもの  
（イ）当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分  
（イ）バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



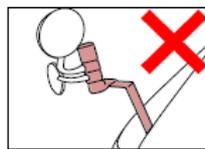
粘着テープによる取付



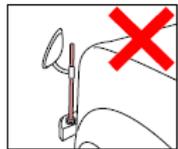
取付部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明点についてはお問い合わせください。

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する  
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
その性能を損なわないよう、

# 取付方法等に関する要件が変わります

## 【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

### (1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

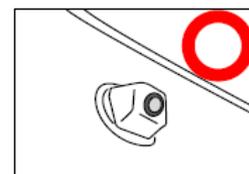
### (2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

## 適合する事例



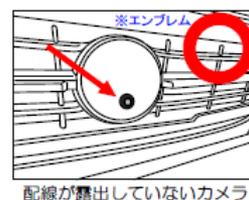
ボルト・ナット取付のミラー



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明点についてはお問い合わせください。

# ダンプ車に備える 積載物の飛散を防止するための 装置について

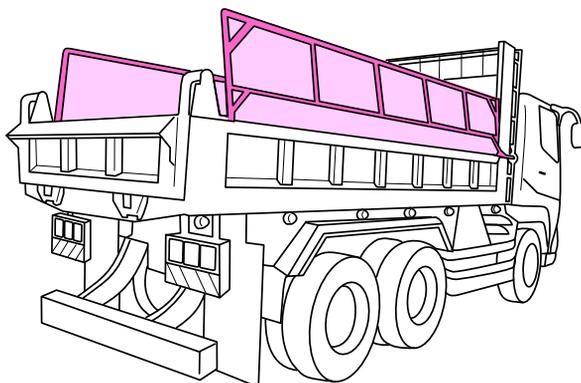
専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定しました。

当該規定については、平成29年4月以降に製作された自動車に装着するものから適用しますので、お知らせします。

## 【要件の概要】

- (1) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。
- (2) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。
- (3) 煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。
- (4) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
- (5) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。 ※詳細は審査事務規程参照のこと

※ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものには、(1) から (3) までの要件を満足するものであればよい。



※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程7-49及び8-49をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

## 2. 審査事務規程の一部改正について（第5次改正）

プレスリリース

平成28年10月28日



### 審査事務規程の一部改正について（第5次改正）

#### －新規検査等における新たな審査方法について－

独立行政法人自動車技術総合機構は、神奈川事務所において生じた不適切事案の再発防止とともに、共通構造部の型式指定に係る制度の新設に対応するため、新規検査等における新たな審査方法について、審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

#### 1. 新規検査等における検査当日の提出書面（当日書面審査）を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面※の提出を求めるとします。【※提出書面の一部様式は、機構HPによりダウンロードが可能です。】

#### 2. 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

#### 3. 新規検査等における一部審査方法の変更（共通構造部型式指定自動車等）

共通構造部型式指定を受けた自動車であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

# 新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等について、新規検査又は予備検査※<sup>1</sup>（以下「新規検査等」という。）を行う場合の提出書面の要件を規定しました。

当該規定については、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降から、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から適用しますので、お知らせします。

※<sup>1</sup> 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。

## 【概要】

### (1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所又は架装をおこなった部位を示す統一的な書面※<sup>2</sup>の提出を行ってください。（架装箇所等の把握）

### (2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準等に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って提出書面を事前に届け出てください。

### (3) 新規検査等における一部審査方法の変更

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略します。

**注意: (1) 又は (2) において、提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意ください。**

The image shows a sample of the 'New Inspection Document' (新規検査等提出書). It consists of a title page and a detailed table. The title page includes fields for 'Vehicle Model (Type)', 'Inspection Date', and 'Inspection Station'. The table below contains various technical specifications and inspection items, such as 'Engine', 'Transmission', 'Brake', 'Steering', and 'Lighting', with columns for 'Specification' and 'Inspection Result'.

※<sup>2</sup> 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※<sup>3</sup> 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※<sup>4</sup> ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

### 3. 審査事務規程の一部改正について（第6次改正）

プレスリリース  
平成28年12月22日



#### － 審査事務規程の一部改正について（第6次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年12月26日（一部は平成29年2月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 「二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則（第41号）」の技術的な要件を適用する二輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。  
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
  - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料配管等に関し「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第134号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。（7-24、8-24）
2. 審査時における車両状態の明確化（1-3、4-7-1）

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、審査時における車両状態として次の事項を規定するとともに、これに該当しない受検車両については審査を行わないことを規定します。

  - ・ 空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
  - ・ 原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹鳴していない状態であること。
  - ・ 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

# 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

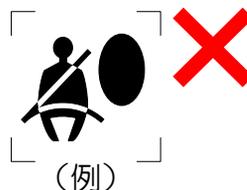
## ■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

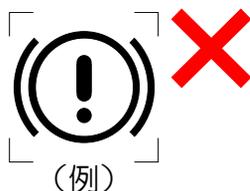
① 前方のエアバッグ



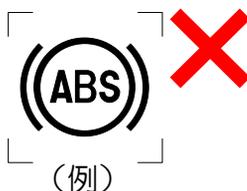
② 側方のエアバッグ



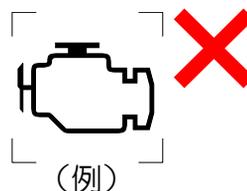
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

#### 4. 審査事務規程の一部改正について（第7次改正）

プレスリリース

平成29年2月9日



### － 審査事務規程の一部改正について（第7次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年2月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

#### 1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」等が適用される自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。（7-9、8-9、7-13、8-13、7-15～7-17、8-15～8-17、7-20、8-20、8-27～8-30）
- 通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを備えることを義務付けるとともに、その性能要件を規定します。また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。（7-41、8-41）
- 自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。（7-99、8-99）
- 出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。
- 自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。（別添1）

#### 2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 5. 審査事務規程の一部改正について（第8次改正）

プレスリリース  
平成29年3月30日



### － 審査事務規程の一部改正について（第8次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

#### 1. 「敷地内における秩序維持」の強化

- 的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

#### 2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 6. 審査事務規程の一部改正について（第10次改正）

プレスリリース

平成29年4月28日



### － 審査事務規程の一部改正について（第10次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年5月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

#### 1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTPでの試験法（WLTCモード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

#### 2. 新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添2）

昨年10月末に実施した審査事務規程の一部改正（第5次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の11月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

#### 3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 7. 審査事務規程の一部改正について（第11次改正）

プレスリリース  
平成29年6月22日



### － 審査事務規程の一部改正について（第11次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年6月22日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

#### 1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
- 「突入防止装置に係る協定規則（第58号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
- 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。  
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
- 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）

#### 2. 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）

#### 3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

# 受検者の皆様へ

運転操作ミスに起因する  
事故が多発しています！

## 【事故事例】

ギアを入れたまま降車し、ヘッドライトテストに接触！



## 【確認徹底をお願いします】

👉 検査場内で車両から降りる際には、  
ギア位置確認及び駐車ブレーキの作動確認！

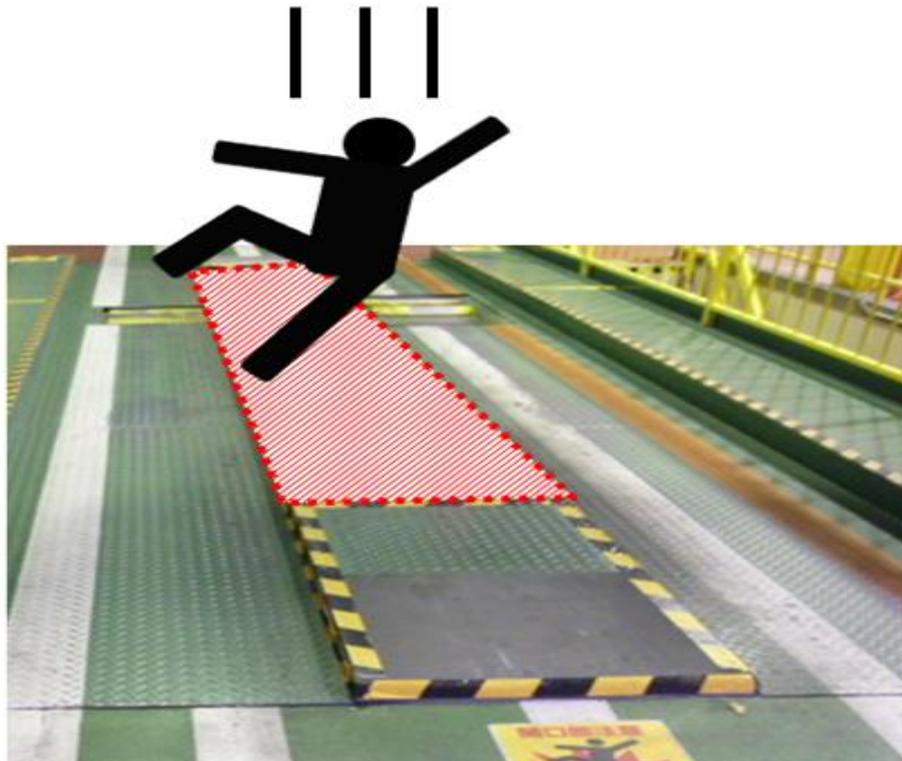


# 受検者の皆様へ

ピット開口部から転落する事故が  
多発しています！

## 【事件事例】

ピット上で受検者が降車し総合判定室に合格印を貰いに行こうとしたところ、手元の検査票に気を取られ、足元がおろそかになっていたことからピット開口部に気づかず転落した。



## 【注意徹底をお願いします】

👉ピット上には開口部があることから  
**不用意に降車しない！足元に注意！**

# 受検者の皆様へ

トラックのクレーンブームの格納忘れ  
による事故が多発しています！

## 【事件事例】

外観検査終了後、受検者はキャビンをおろしクレーンブームを格納し忘れたまま検査コースに入場しようとした為、クレーンブームが検査コース入り口のひさし部分に接触し破損させた。



## 【注意徹底をお願いします】

👉 検査場に入場する際には  
トラックのクレーンブームやバスの扉等  
の格納状態を確認！

# 受検者の皆様へ

ブレーキとアクセルの踏み間違い  
による事故が多発しています！

## 【事件事例】

マルチテストでの検査終了後、機器から退出し記録器付近で停車しようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違えたことにより受検車両が前進。下回りの検査位置にいた別の受検車両に接触した。



## 【注意徹底をお願いします】

- 👉 急がず、慌てず、一呼吸おいて検査を受けること
- 👉 重大事故である車両間挟まれ事故を防ぐため、不用意に車両の前後には立たないこと（特に外観検査や排気ガス、黒煙、オパシメータ測定時は要注意）

～5月9日(火)は事故「ゼロの日」です。～  
本日も安全で安心な業務を心がけましょう。

受検者の  
皆様へ

キャビンストッパーの確実な  
ロックをお願いいたします

### 【事故事例】

キャビン支持部のロックが確実にされておらず  
原動機型式確認時に**キャビンが落下**した。

職員が挟まれている



【注意徹底をお願いします】

☞キャビンを上げる際には

**必ず目視でロックの確認!**

～7月11日(火)は事故「ゼロの日」です。～  
本日も安全で安心な業務を心がけましょう。

受検者の  
皆様へ

車両の挙動に  
注意をお願いいたします

## 【事故事例】

後退した車両と、後ろで待機していた車両の間に

人が挟まれた。



【注意徹底をお願いします】

👉 車両の移動時は

**周囲の安全確認を！**

## 第四章 軽自動車検査協会関係

### 1. 軽自動車検査協会の業務等について

#### 1. 協会の業務等

##### (1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

##### (2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

##### (3) 業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで

検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

##### (4) ユーザー車検予約システム (平成27年1月30日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3818-8669

徳島事務所 050-3818-8670

愛媛事務所 050-3818-8671

高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が必要です。



# 軽自動車検査協会香川主管事務所 ご 案 内

軽自動車検査協会香川主管事務所の付近略図

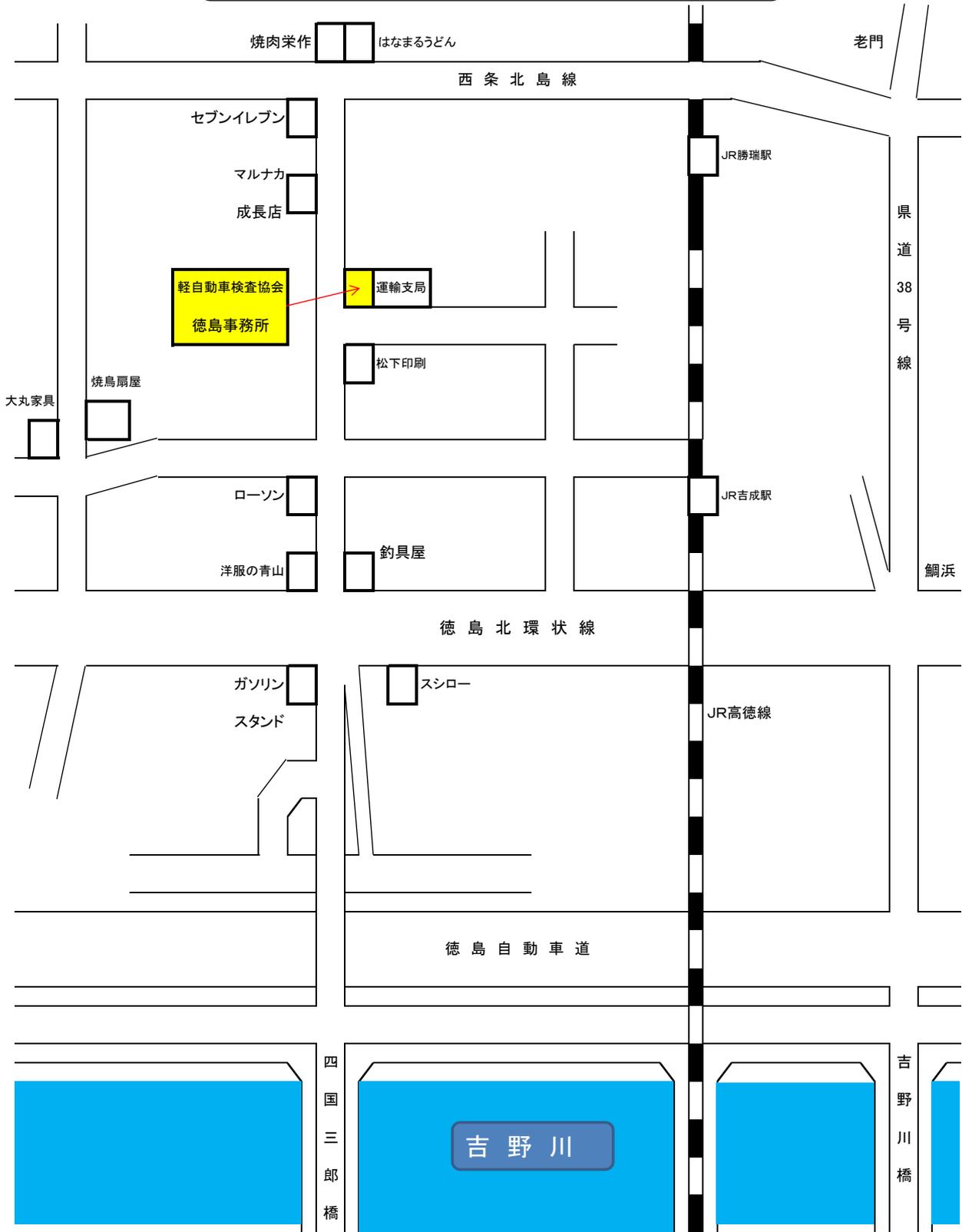


軽自動車検査協会  
香川主管事務所  
(国分寺流通センター)

名称：軽自動車検査協会  
香川主管事務所  
住所：香川県高松市国分寺町  
福家甲1258-18  
TEL：050-3816-3122  
FAX：087-870-6596  
検査予約：050-3818-8669  
ホームページ  
<http://www.keikenkyo.or.jp>



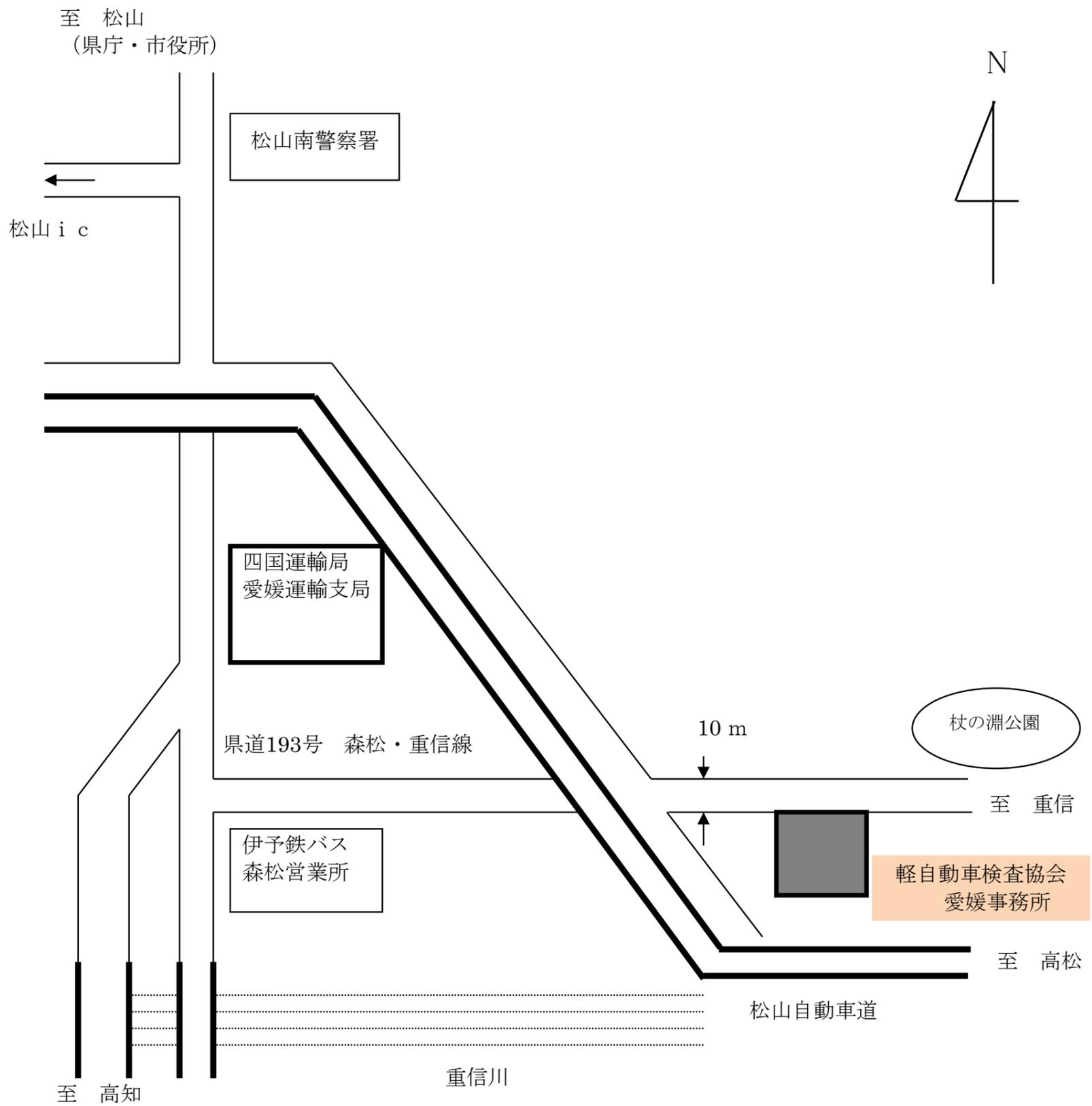
軽自動車検査協会徳島事務所  
ご 案 内



名称：軽自動車検査協会 徳島事務所  
 住所：徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3  
 TEL：050-3816-3123  
 FAX：088-683-3646  
 検査予約：050-3818-8670  
 ホームページ



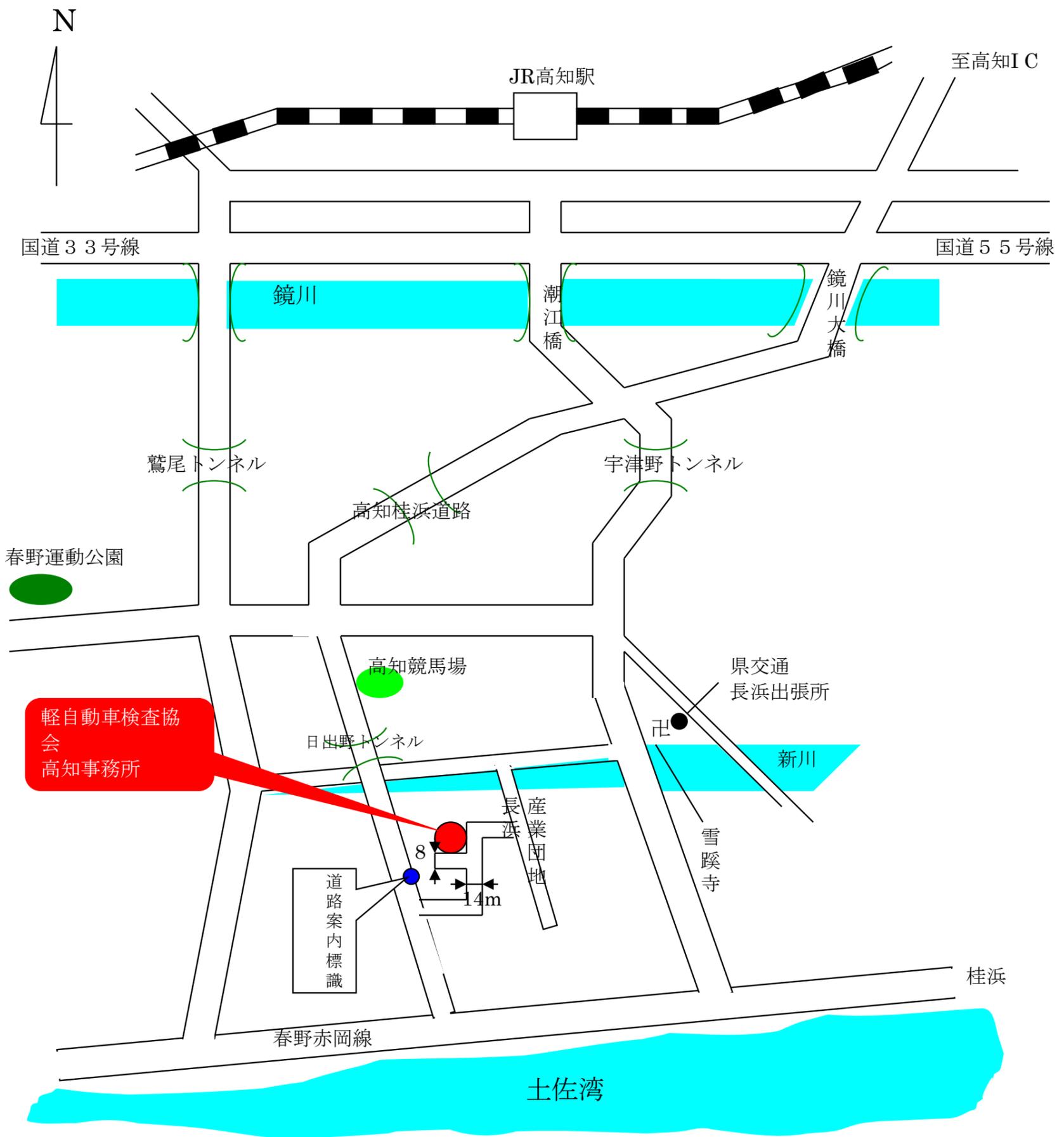
# 軽自動車検査協会愛媛事務所 ご案内



名称：軽自動車検査協会 愛媛事務所  
住所：愛媛県松山市高井町1814-2  
TEL：050-3816-3124  
FAX：089-905-9782  
検査予約：050-3818-8671  
ホームページ  
<http://www.keikenkyo.or.jp>



# 軽自動車検査協会高知事務所 ご 案 内



名称：軽自動車検査協会 高知事務所  
 住所：高知県高知市長浜3106-2  
 TEL：050-3816-3125  
 FAX：088-837-9762  
 検査予約：050-3818-8672  
 ホームページ  
<http://www.keikenkyo.or.jp>

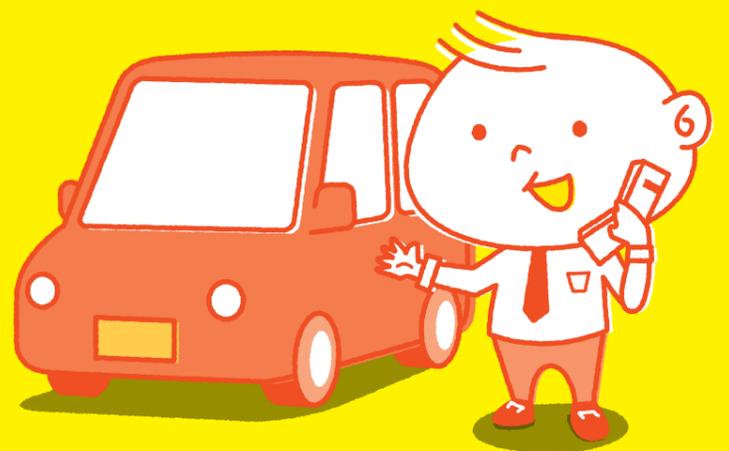


軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日(水)より

# 軽自動車検査協会の 各事務所の電話番号が 変わります。

事務所へおかけになった電話は、  
コールセンターにてお受けいたします。



## 香川主管事務所管内 コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30~17:00 休業日 土・日・祝日・12/29~1/3

香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122

徳島事務所 ☎ 050-3816-3123

愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124

高知事務所 ☎ 050-3816-3125

## 2. 最近の検査場における事故状況について

### 構内・検査コースの 事故防止について

# 運転ミスに注意！

## 誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの  
操作ミスによる衝突事故が  
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの  
配置が近い車両は  
より注意深く操作する  
必要があります。



# お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に  
諸元測定した車両については、写真撮影を  
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日  
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

## 2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

## 2-21-2 改造部位等の画像の取得

（1）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（2）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

# お知らせ

## 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



(例)

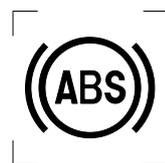


(例)



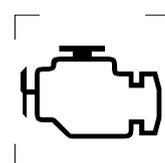
(例)

④ABS



(例)

⑤原動機



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例



1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

**1～3を全て満たす事が必要になります**

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

## 適用年月日

乗 用

	平成12年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 適用(OBD)	平成14年9月1日～ 適用(OBD II)

貨 物

	平成14年10月1日～	平成20年10月1日～
新型自動車	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外 適用(OBD)	平成15年9月1日～ 適用(OBD II)

# お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

**積載物は  
降ろして  
受検して  
下さい。**



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

**皆様のご協力をお願いいたします。**

# お 願 い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるよう  
うにお願いいたします。



# お 願 い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、**エンジンを停止**して下さい。

また、リフトが完全に下降するま  
では、**エンジンをかけないで**下さい。



# お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、**関連するOCRシート**に**証明書指示欄**及び**□チェックの欄**が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに**新規検査**、**継続検査**、**予備検査（保安基準適合証のみ）**、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

## <電子保適証を利用しない場合>

保安基準適合証の**電子化を利用せずに**、これまでと同様に申請される場合には、**証明書指示欄に「1」**を記載してください。

94 証明書指示

1

- 1 保・自提出
- 2 保適証提出
- 3 自賠償提出

## <電子保適証を利用する場合>

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□に**チェック（レ）が必要**です。

94 証明書指示

□  
記入しない

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。  
 保安基準適合証

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

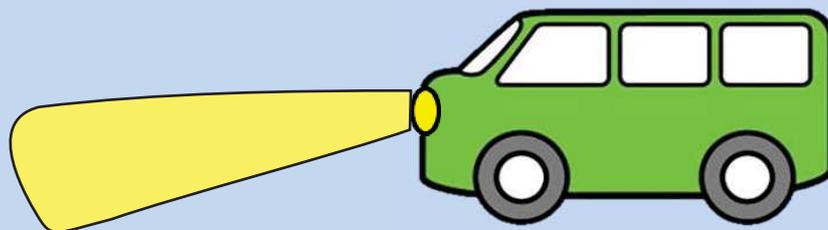
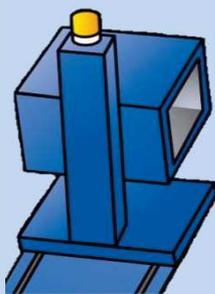
平成27年9月1日  
からスタート!

# 平成10年9月1日以降に製作された軽自動車の前照灯は、原則、すれ違い用前照灯により検査を実施します。

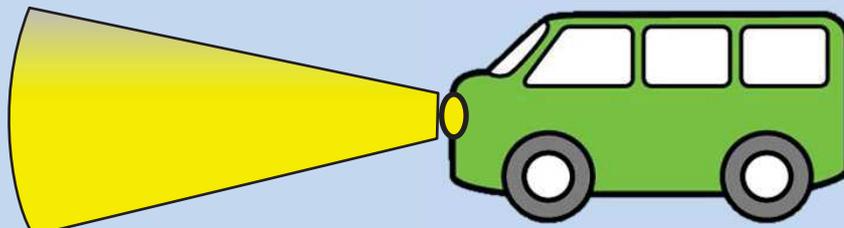
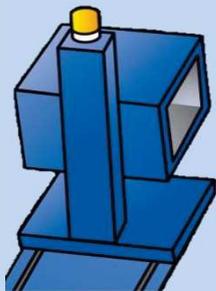
これまで前照灯の光度及び照射方向の検査は、申告がなければ走行用前照灯で実施してきましたが、平成10年9月1日以降に製作された軽自動車は、平成27年9月1日から、原則、すれ違い用前照灯により実施することに変更します。

テストの選択ボタンの操作を間違わないようお願いします。

※製作年月の不明な車両については、検査職員へお尋ねください。



平成10年9月1日以降製作車  
すれ違い用前照灯(ロービーム)



平成10年8月31日以前製作車  
走行用前照灯(ハイビーム)

※画はイメージです。



## 軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

6. 検査の高度化機器の本格運用を行います。

検査の高度化機器の本格運用を行います。  
ご理解・ご協力をお願いいたします。  
なお、検査は通常と変わりません。

## ○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

## ○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。  
なお、検査の判定方法に変更はありません。

## ○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づいた確かな検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供

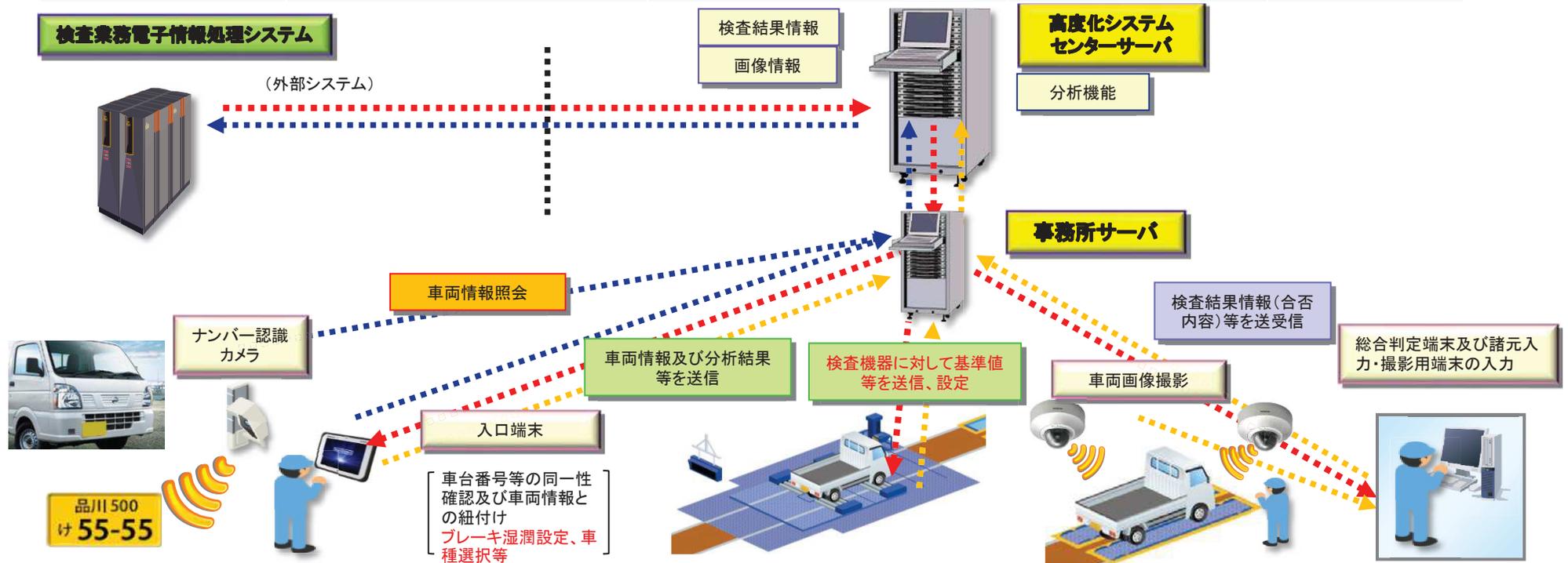


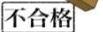
7. 軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

# 軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

<p>不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。</li> </ul> 	<p>検査の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務所間の再検率のバラツキに異常がないか観察する。</li> <li>測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。</li> <li>検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。</li> </ul> 	<p>二次架装などの不正改造の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。</li> <li>E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。</li> </ul> 	<p>整備事業者へ車両の画像を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国交省はH30年度に指定整備事業者には仕様変更した車両の画像データを提供する予定。</li> </ul> 	<p>リコール発見に繋がる不具合の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>型式・装置毎の不具合を分析する。</li> </ul> 
--	---	---	---	--



安全・環境対策	利便性向上	職員支援
<p>ユーザーの点検・整備意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所にて試行中)。</li> </ul> 	<p>不正受検の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。</li> </ul>	<p>利用者利便の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。</li> <li>機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。</li> </ul> 
		<p>検査職員を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査票をペーパーレス化する。</li> <li>タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。</li> <li>業務量集計業務の簡素化。</li> <li>ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。</li> <li>検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。</li> </ul> 

## 8. 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）導入に係る基本方針の決定について

プレスリリース



平成29年5月25日

### 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS） 導入に係る基本方針の決定について

#### 1. 軽自動車OSS導入の背景

軽自動車OSSについては、国土交通省に設置された「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」における報告書（平成27年1月）において、「軽自動車については、平成25年度の全自動車の保有台数に占める割合が約40%に達しており、従来に比べその手続面での負担軽減効果も大きいものと考えられる。このため、現在OSSが導入されていない軽自動車について、早ければ平成31年からの導入を目指した検討を平成26年度から開始する」旨記載されたことを受け、必要な調査等を経て、平成28年度において、関係省庁、学識経験者のご協力を賜り、軽自動車OSSの目指すべき姿であるグランドデザイン（協会HPに掲載）をとりまとめました。

なお、同デザインをとりまとめるにあたり、より具体的な方針を定めるため、引き続き関係機関、関係団体と調整を進めることとしました。

#### 2. 軽自動車OSSに係る基本方針の決定

今般、協会は、グランドデザイン策定以降、引き続き実施してきた関係機関との調整状況、関係団体へのヒアリング結果等を勘案し、下記のとおり、軽自動車OSSに係る基本方針について決定しました。

今後は、同方針に基づき、運用開始に向け、システム詳細設計等諸準備を着実に進めてまいり予定で

##### 【軽自動車OSSに係る基本方針】

- サービス開始時期：平成31年1月
- サービス対象手続：平成31年1月に継続検査（指定整備）から開始し、同年9月には新車新規検査（型式指定車）を対象
- サービス対象地域：今夏（8月めど）に決定

（連絡先）

軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課  
住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11  
電話 03-5324-6611 FAX 03-5324-6621

## 9. 受検者の禁止事項・指示事項

# 受検者の皆様へ

### 「受検者の禁止事項」

- 【1】暴力、暴言等の行為を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定等を強要しないこと。
- 【2】検査を受ける自動車の運転者（1名に限る）以外の者は入場しないこと。
- 【3】検査コース内は歩行速度以上の速度で通行しないこと。
- 【4】検査コース内で整備等しないこと。
- 【5】検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- 【6】座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
- 【7】旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
- 【8】拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
- 【9】凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
- 【10】その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

### 「受検に際して必要な指示事項」

- 【1】検査中は検査票を保持すること。
- 【2】下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
- 【3】車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
- 【4】排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
- 【5】荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
- 【6】座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
- 【7】窓ガラスは取り外された状態でないこと。
- 【8】全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
- 【9】エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
- 【10】運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- 【11】検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- 【12】検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む）を行うこと。
- 【13】受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- 【14】検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- 【15】検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- 【16】記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- 【17】検査が終了した場合には、検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。
- 【18】走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
- 【19】検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
- 【20】画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- 【21】検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- 【22】ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- 【23】トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- 【24】寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

## 「不適切な補修の禁止等」

(1) 第4章から第5章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

### ① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け  
イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

### ② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

### ③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの（審査事務規程7-32-1（8-32-1）（2）の表示を除く。）

- （2）灯火器、審査事務規程7-100（8-100）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。  
当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

## 第五章 参考資料

### 1. 自動車分解整備事業者の遵守事項について

# 自動車分解整備事業者の遵守事項について

## 四国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### ● 自動車分解整備事業者の遵守事項



自動車分解整備事業者は、自動車の分解整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。道路運送車両法には、自動車分解整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- ・公衆の見易いように標識を掲げなければならない(第89条)
- ・分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。(第90条)
- ・分解整備記録簿を備え、記載し、その写しを使用者に交付し、かつ記載の日から2年間保存しなければならない。(第91条)
- ・認証基準に適合するように設備を維持しなければならない(第91条の2)

## ● 自動車分解整備事業者の遵守事項

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令(道路運送車両法施行規則第62条の2の2)で定められた事項を遵守する必要があります。(第91条の3)

### 道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

#### ①点検整備料金の掲示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

#### ②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

#### ③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

#### ④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

## ● 自動車分解整備事業者の遵守事項

### 道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

#### ⑤整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも1人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

#### ⑥整備主任者研修の受講

運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。

#### ⑦フロン類の大気放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

#### ⑧共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けられないこと。

# 検査不合格時のお願い

検査当日16時までには合格できなかった場合は、その日のうちに継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けて下さい。

また、初回の入場を含めて3回までに検査合格できなかった場合も、継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けた上で、4回目の入場を行って下さい。

(ただし、検査不合格になった日に限定自動車検査証の交付を受けることができなかった場合は、不合格となった日を含めて15日以内であれば、限定自動車検査証の交付を受けることができます。)

## 限定自動車検査証の交付について

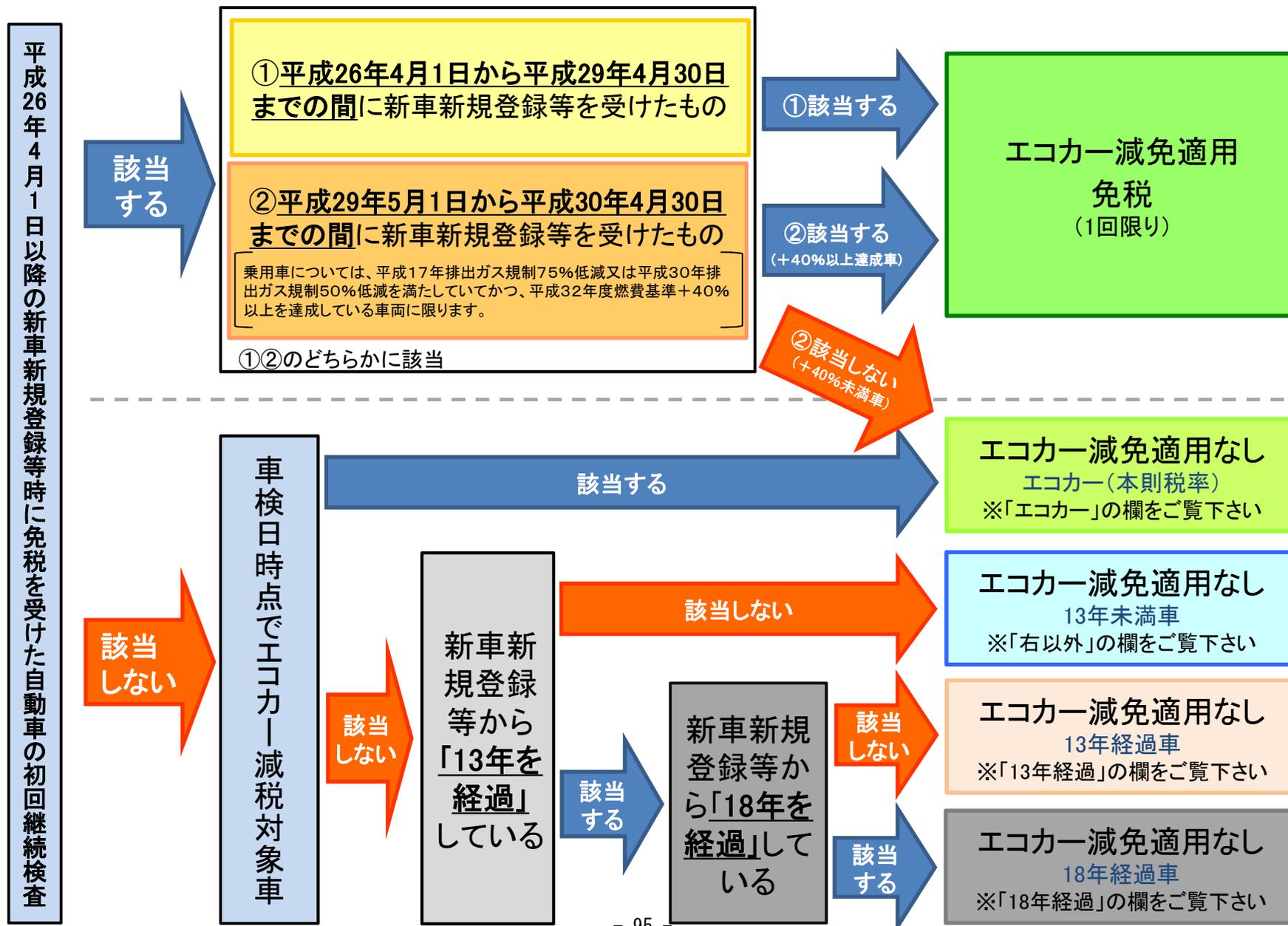
- ・限定自動車検査証の交付を受けるためには、OCRシートが必要です。
- ・自動車の長さ・幅・高さ等が自動車検査証等と異なる場合は、限定自動車検査証の交付を受けることができませんので、もう1度全ての検査を受ける必要があります。
- ・限定自動車検査証の有効期間は、検査不合格となった日を含めて15日です。
- ・限定自動車検査証の有効期間内であっても、自動車検査証の有効期間を経過した場合は、臨時運行許可番号標の交付を受けて運行して下さい。

## 限定自動車検査証による再検査時の留意事項

- ・予約は不要です。
- ・自動車検査票を新たに作成し、自動車検査登録印紙400円、自動車審査証紙900円を貼付して下さい。
- ・受付を済ませた上で、車検場へ入場して下さい。
- ・検査は再検箇所のみとなります。  
(再検箇所に関連する装置は、再度検査を行います。)
- ・OCRシートが新たに必要になります。
- ・後日検査を受けることで、自賠責保険期間が不足する場合がありますので、注意して下さい。
- ・限定自動車検査証の有効期間を経過した場合、限定自動車検査証の交付を受けていない場合は、もう1度全ての検査を受けることになります。

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○平成29年5月1日から平成30年4月30日までに継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

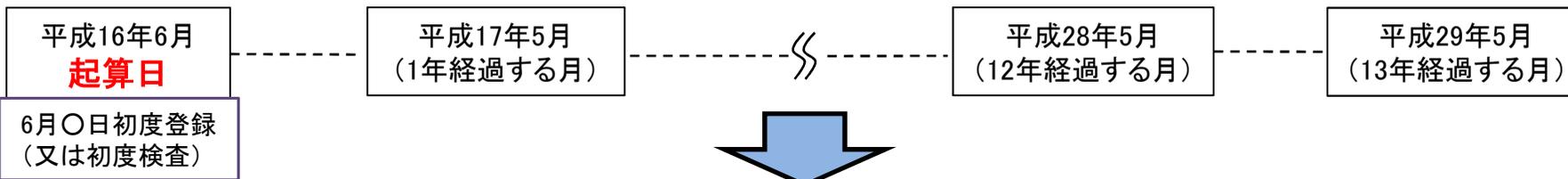


## 新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

### ① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

#### 例:平成16年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

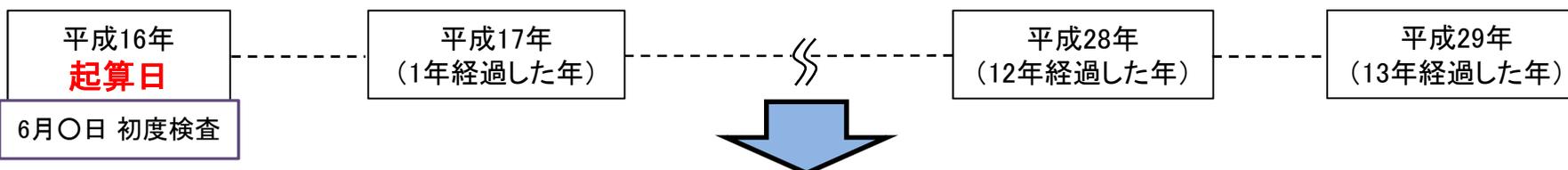


平成16年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、平成29年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

### ② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

#### 例:平成16年に初度検査を受けた自動車の場合



平成16年に初度検査を受けた自動車の適用日は、平成29年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあつては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあつては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

# 平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税の税額>

※ 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等した乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※ 継続検査日においてエコカー減税の対象となる車両については、継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

### 1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用						1年自家用						1年事業用					
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過	
0.5ト以下	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800	
~1		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600	
~1.5		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400	
~2	免税	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200	
~2.5		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000	
~3		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800	

### 2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用						1年自家用						2年事業用				1年事業用							
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外				エコカー (本則税率)	エコカー以外				
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過		
1ト以下	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800		
~2		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600		
~3		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400		
~4		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200		
~5		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000		
~6		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800		
~7		35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600		
~8		40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400		
~9		45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		22,500	36,900	48,600	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200		
~10		50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000		
~11		55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		27,500	45,100	59,400	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800		
~12		60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600		
~13	免税	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800	免税	32,500	53,300	70,200	74,100	81,900	免税	65,000	67,600	70,200	72,800	免税	32,500	33,800	35,100	36,400		
~14		70,000	114,800	151,200	159,600	176,400		35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200		
~15		75,000	123,000	162,000	171,000	189,000		37,500	61,500	81,000	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000		
~16		80,000	131,200	172,800	182,400	201,600		40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800		
~17		85,000	139,400	183,600	193,800	214,200		42,500	69,700	91,800	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600		
~18		90,000	147,600	194,400	205,200	226,800		45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400		
~19		95,000	155,800	205,200	216,600	239,400		47,500	77,900	102,600	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200		
~20		100,000	164,000	216,000	228,000	252,000		50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000		
~21		105,000	172,200	226,800	239,400	264,600		52,500	86,100	113,400	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800		
~22		110,000	180,400	237,600	250,800	277,200		55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600		
~23		115,000	188,600	248,400	262,200	289,800		57,500	94,300	124,200	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400		
~24		120,000	196,800	259,200	273,600	302,400		60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200		
~25		125,000	205,000	270,000	285,000	315,000		62,500	102,500	135,000	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000		

### 3. トラック(車両総重量8トン未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	1年自家用						1年事業用					
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過	
1ト以下	免税	2,500	3,300	3,900	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800	
~2		5,000	6,600	7,800	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600	
~2.5		7,500	9,900	11,700	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400	
~3		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400	
~4	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200	
~5		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000	
~6		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800	
~7		17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600	
~8		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400	

# 平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税税額>

※ 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時でも免税。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等した乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時でも免税となります。  
 ※ 継続検査日においてエコカー減税の対象となる車両については、継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

### 4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用						1年事業用				
	エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし					エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし			
		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外		18年経過		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外	
				13年経過	18年経過					13年経過	18年経過
免税			H28.3.31まで	H28.4.1以後		免税					
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~2	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	5,000	5,200	5,400	5,600
~3	免税	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900	免税	7,500	7,800	8,100	8,400
~4	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200
~5	免税	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500	免税	12,500	13,000	13,500	14,000
~6	免税	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800	免税	15,000	15,600	16,200	16,800
~7	免税	17,500	28,700	37,800	39,900	44,100	免税	17,500	18,200	18,900	19,600
~8	免税	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400	免税	20,000	20,800	21,600	22,400
~9	免税	22,500	36,900	48,600	51,300	56,700	免税	22,500	23,400	24,300	25,200
~10	免税	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000	免税	25,000	26,000	27,000	28,000
~11	免税	27,500	45,100	59,400	62,700	69,300	免税	27,500	28,600	29,700	30,800
~12	免税	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600	免税	30,000	31,200	32,400	33,600
~13	免税	32,500	53,300	70,200	74,100	81,900	免税	32,500	33,800	35,100	36,400
~14	免税	35,000	57,400	75,600	79,800	88,200	免税	35,000	36,400	37,800	39,200
~15	免税	37,500	61,500	81,000	85,500	94,500	免税	37,500	39,000	40,500	42,000
~16	免税	40,000	65,600	86,400	91,200	100,800	免税	40,000	41,600	43,200	44,800
~17	免税	42,500	69,700	91,800	96,900	107,100	免税	42,500	44,200	45,900	47,600
~18	免税	45,000	73,800	97,200	102,600	113,400	免税	45,000	46,800	48,600	50,400
~19	免税	47,500	77,900	102,600	108,300	119,700	免税	47,500	49,400	51,300	53,200
~20	免税	50,000	82,000	108,000	114,000	126,000	免税	50,000	52,000	54,000	56,000
~21	免税	52,500	86,100	113,400	119,700	132,300	免税	52,500	54,600	56,700	58,800
~22	免税	55,000	90,200	118,800	125,400	138,600	免税	55,000	57,200	59,400	61,600
~23	免税	57,500	94,300	124,200	131,100	144,900	免税	57,500	59,800	62,100	64,400
~24	免税	60,000	98,400	129,600	136,800	151,200	免税	60,000	62,400	64,800	67,200
~25	免税	62,500	102,500	135,000	142,500	157,500	免税	62,500	65,000	67,500	70,000
~26	免税	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800	免税	65,000	67,600	70,200	72,800
~27	免税	67,500	110,700	145,800	153,900	170,100	免税	67,500	70,200	72,900	75,600
~28	免税	70,000	114,800	151,200	159,600	176,400	免税	70,000	72,800	75,600	78,400
~29	免税	72,500	118,900	156,600	165,300	182,700	免税	72,500	75,400	78,300	81,200
~30	免税	75,000	123,000	162,000	171,000	189,000	免税	75,000	78,000	81,000	84,000

### 5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

	2年自家用					2年事業用					
	エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし				エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし				
		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外			18年経過	エコカー (本則税率)	右以外	13年経過	18年経過
				13年経過	18年経過						
免税			H28.3.31まで	H28.4.1以後		免税					
	免税	5,000	6,600	7,800	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

### 6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	2年自家用				1年自家用				2年事業用		
	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過	18年経過
		H28.3.31まで	H28.4.1以後			H28.3.31まで	H28.4.1以後				
		3,800	4,400			4,600	5,000				
	} エコカー減税対象外										



平成29年6月8日版

# - 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画 策定の手引き

## 目次

### 1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P.3

### 2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.3  
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.6
- (3) 変更申請・・・P.7

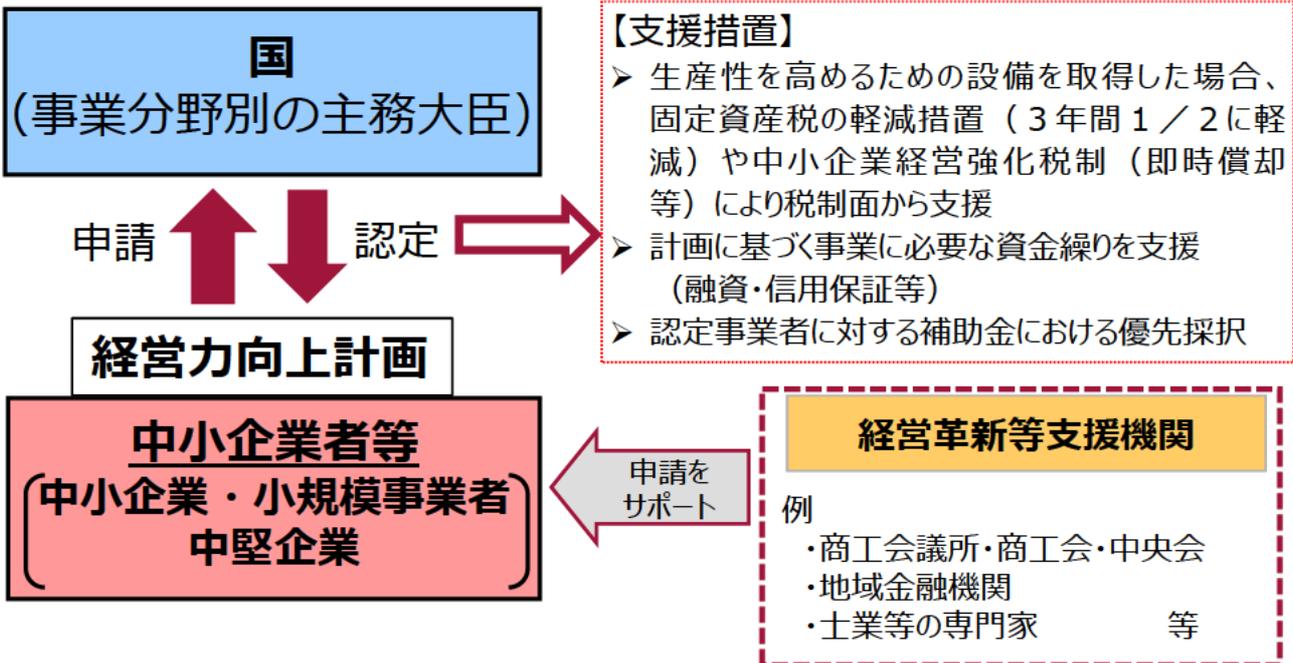
### 3. ホームページ・問い合わせ先・・・P.8

# 1. 経営力向上計画の概要

## (1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



## (2) 制度利用のポイント

### 【ポイント1】 申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

### 【ポイント2】 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

### 【ポイント3】 計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

# 1. 経営力向上計画の概要

## (3) 制度活用の流れ

### 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

#### 税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

#### 金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。

### 2. 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認  
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
  - 「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
  - 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
  - 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）

### 3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 6）
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）

### 4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- 税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

## 2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

### (4) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の定義（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>会社または個人事業主</li> <li>医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>特定非営利活動法人</li> </ul>
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、経営力向上計画の認定を受けることができます。

(注) 税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認ください。

### 申請様式の記載方法

#### 経営力向上計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。   
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 の 氏 名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

3

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

(別紙)  
経営力向上計画

1 名称等  
 事業者の氏名又は名称 株式会社METI  
 代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 中小 太郎  
 資本金又は出資の額 2000万円  
 常時使用する従業員の数 100人  
 法人番号 XXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名 **注意**  
 事業分野 24 金属製品製造業  
 2451 アルミニウム・同合金ブレス製品製造業  
 器・複合部品製造業  
 事業分野別指針名 製造業に係る経営力向上に関する指針

3 実施時期 **注意**  
 平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

① 自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程度あり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能継進が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③ 自社の経営状況	売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応できていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930千円	7,000千円	1%

#### <1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

#### <2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類と細分類コードと項目名を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記して下さい。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

#### <3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)

#### <4 現状認識>

- ①欄は、自社の事業等について記載して下さい。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記して下さい。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載して下さい。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載して下さい。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

#### <5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載して下さい。

#### 【指標の計算について】

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

- なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

## 2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

### (2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容	
事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)
ア ハ(2)	【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。
イ イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。
ウ ホ(1)	【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種2台)と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。

#### <6 経営力向上の内容>

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

#### <7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法			
実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8 経営力向上設備等の種類				
実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	ウ H29.5	国・国A・国B	パンチ・レーザ複合マシン/METI001	●●県××市
2	ウ H29.8	国・国A・国B	生産管理システム/SME002	●●県××市
3	ウ H29.10	国・国A・国B	検査装置/SME003	●●県××市

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,000	2	10,000	123456
2 ソフトウェア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3 器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

設備等の種類別小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
ソフトウェア	1	5,000	
合計		4	25,000

#### <8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置(固定資産税特例、国税A類型、国税B類型)に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地(都道府県名・市区町村名)を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- ※ ①②両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい(固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合)。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

## 2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

### 申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し）
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

### 税制措置を受ける場合

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置  
上記①～④に加え以下の書類  
⑤工業会等による証明書（写し）  
※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑥⑦も必要です。  
⑥リース見積書（写し）  
⑦リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）
2. 経営強化税制B類型の税制措置  
上記①～④に加え以下の書類  
⑧投資計画の確認申請書（写し）  
⑨経済産業局の確認書（写し）

### 事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407jiigyouteisyutu.pdf>  
（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先）

### 申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。  
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。  
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

## 2. 手続き方法 ③変更申請

### 変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

### 経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



## 2. 手続き方法 ④変更申請提出書類

### 申請書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）  
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（記載例参照））
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）  
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

### 税制措置を受ける場合

#### 1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑨工業会等による証明書（写し）

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑩⑪も必要です。

⑩リース見積書（写し）

⑪リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

## 2. 経営強化税制B類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑫投資計画の確認申請書（写し）

⑬経済産業局の確認書（写し）

## 3. ホームページ・問い合わせ先

### <ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援）

### <問い合わせ先>

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5808（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

5. 自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【全国 平成28年度】

1. 自動車分解整備事業関係(平成28年度)

1-1 認証

運輸局等	前年度末工場数	新規認証数	廃止届出数	認証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
北海道	4,203	66	58	5	4,206	208	3,836	12	149	1	738
東北	8,663	105	87	2	8,679	111	8,094	172	283	19	1,003
関東	24,461	300	342	5	24,414	320	22,216	276	1,569	33	2,048
北陸信越	6,326	80	68	0	6,338	103	5,851	160	215	9	636
中部	13,091	173	194	0	13,070	146	12,344	1	531	48	1,902
近畿	12,589	170	193	7	12,559	123	11,470	183	714	69	1,114
中国	6,243	85	92	0	6,236	98	5,298	514	299	27	336
四国	4,314	47	58	0	4,303	22	3,972	1	297	11	415
九州	11,165	102	142	9	11,116	169	9,988	224	690	45	1,117
沖縄	1,101	31	11	0	1,121	17	832	197	70	5	141
全国	92,156	1,159	1,245	28	92,042	1,317	83,901	1,740	4,817	267	9,450

1-2 整備主任者

運輸局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
北海道	11,206	1,634	1,641	11,199	296
東北	19,827	2,869	2,803	19,893	7
関東	58,936	9,244	9,028	59,152	10,781
北陸信越	16,415	2,105	2,115	16,405	1,741
中部	31,150	4,820	4,708	31,262	3,604
近畿	30,512	4,468	4,420	30,560	5,301
中国	17,047	2,429	2,470	17,006	419
四国	8,618	954	946	8,626	1,235
九州	24,922	2,032	2,104	24,850	2,806
沖縄	2,368	310	280	2,398	61
全国計	221,001	30,865	30,515	221,351	26,251

(注) 新規選任数には、整備主任者を増員した場合及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ( )	事業停止	改善命令	文書警告
北海道	48	6	5 (5)	0	0	9
東北	57	2	2 (2)	2	0	22
関東	910	6	5 (1)	0	0	0
北陸信越	41	1	0 (0)	1	0	10
中部	145	20	0 (0)	3	0	56
近畿	136	12	7 (6)	0	0	31
中国	93	0	0 (0)	0	0	27
四国	16	0	0 (0)	0	0	16
九州	48	9	9 (8)	3	0	40
沖縄	37	2	0 (0)	1	0	7
全国計	1,531	58	28 (22)	10	0	218

(注) 取消欄の( )には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

## 2. 指定自動車整備事業関係(平成28年度)

### 2-1 指定

運輸局等	前年度末 工場数	新規指定工場数				廃止 届出 数	指定 取消 数	今年度 末工場 数	今年度末工場数の内訳								変更 届出 数	申請 手数料 納付額 (千円)		
		()	うち、工員数 が4人の 工場数						業務範囲の限定				特定指定工場		兼任 検査員 のみの 事業場	協 同 組 合			協 業 組 合	農 協
			( )	( )	( )				ガソ リン 限	ジ ー セル 限	軽 油 除	ガソ リン 除	一 部 共 用	全 部 共 用						
北海道	1,820	20	(5)	4	(1)	15	0	1,825	26	8	16	7	388	97	0	15	3	53	583	580.0
東北	2,782	37	(9)	10	(1)	24	0	2,795	20	3	24	1	338	124	0	5	39	24	546	1073.0
関東	6,930	120	(33)	32	(7)	92	1	6,957	198	38	292	14	89	168	1	30	43	38	1,140	3480.0
北陸信越	1,946	57	(25)	14	(5)	41	0	1,962	16	1	16	0	38	7	0	5	46	60	705	1653.0
中部	4,550	86	(35)	35	(5)	77	0	4,559	20	0	169	1	94	125	13	21	30	46	823	2494.0
近畿	4,057	98	(40)	39	(11)	80	2	4,073	135	2	169	1	202	74	4	21	24	10	689	2842.0
中国	2,419	47	(15)	25	(3)	39	1	2,426	105	4	0	0	110	107	2	9	19	35	981	1363.0
四国	1,504	29	(17)	15	(6)	32	0	1,501	14	1	42	1	37	38	15	9	14	11	262	841.0
九州	3,482	72	(33)	30	(12)	54	1	3,499	37	1	118	0	205	60	1	12	61	55	693	2088.0
沖縄	373	18	(10)	6	(1)	11	0	380	2	0	12	0	3	3	0	0	3	1	103	522.0
全国計	29,863	584	(222)	210	(52)	465	5	29,977	573	58	858	25	1,504	803	36	127	282	333	6,525	16936.0

- (注) 1. 新規指定数欄の( )は、廃止新規件数を内数で計上した。  
 2. 「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。  
 3. 業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン限」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「ジ-セル限」とはジ-セル自動車のみを行う事業場を示し、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場を示す。  
 4. 特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。  
 5. 「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみの事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く。)

### 2-2 自動車検査員

運輸局等	前年度末 現在数	新規 選任数	辞任数	今年度末現在数		変更 届出数
				( )	うち、兼任 検査員数	
北海道	5,704	921	925	5,700	(37)	1,159
東北	8,923	1,509	1,427	9,005	(13)	4
関東	22,496	4,274	3,969	22,801	(15)	18
北陸信越	6,079	1,002	832	6,249	(19)	1,209
中部	14,718	2,635	2,459	14,894	(133)	2,967
近畿	11,849	2,221	1,902	12,168	(169)	2,526
中国	8,049	1,402	1,337	8,114	(176)	112
四国	4,298	583	571	4,310	(121)	663
九州	10,045	1,263	1,077	10,231	(165)	1,616
沖縄	976	201	181	996	(2)	35
全国計	93,137	16,011	14,680	94,468	(850)	10,309

(注) 今期末現在数の( )は、検査員のうち兼任に係る検査員数を内数で計上した。

### 2-3 監査及び処分

運輸局	監査 件数	聴聞 件数	処 分 件 数					
			取消 ( )	交付の 停止	是正 命令	文書 警告	検査員 解任命令	
北海道	1,746	1	0	(0)	1	0	13	1
東北	2,465	5	0	(0)	5	0	7	1
関東	2,284	8	1	(0)	7	0	9	4
北陸信越	925	0	0	(0)	0	0	9	0
中部	1,752	12	0	(0)	12	0	26	3
近畿	4,289	9	2	(0)	7	0	7	4
中国	2,387	2	1	(0)	2	0	14	1
四国	947	3	0	(0)	2	0	22	1
九州	1,603	10	1	(0)	9	0	37	3
沖縄	416	5	0	(0)	5	0	5	1
全国計	18,814	55	5	(0)	50	0	149	19

(注) 「取消」欄中の( )内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

### 3. 優良自動車整備事業者認定関係(平成28年度)

#### 3-1 認定

運輸局等	前年度末 工場数	新規認定数									廃止 届出数	認定 取消数	今年度末 工場数	今年度末工場数の内訳							変更 届出数	登録免許税 納付額 (千円)	
		一種	二種 ( )	特殊整備工場					一種	二種				特種整備工場									
				車一	車二	電装	原動機	タイヤ						車一	車二	電装	原動機	タイヤ	計				
北海道	206	0	0	( )	0	0	0	0	0	0	4	0	202	39	77	51	19	16	0	0	86	2	0.0
東北	264	0	0	( )	1	0	0	0	0	0	2	0	263	19	33	67	91	36	0	17	211	2	30.0
関東	697	0	0	( )	3	3	0	0	0	0	11	0	692	91	195	106	222	69	0	9	406	17	180.0
北陸信越	230	0	0	( )	3	1	0	0	0	0	2	0	232	17	33	89	52	28	0	13	182	5	120.0
中部	470	0	0	( )	0	2	0	0	0	0	10	0	462	54	79	128	121	50	0	30	329	9	60.0
近畿	318	0	0	( )	0	1	1	0	0	0	5	0	315	36	67	47	112	39	1	13	212	5	60.0
中国	275	0	0	( )	1	0	0	0	0	0	3	0	273	39	87	74	42	22	0	9	147	0	30.0
四国	119	0	0	( )	0	0	0	0	0	0	2	0	117	30	41	19	19	8	0	0	46	2	0.0
九州	262	0	0	( )	0	0	0	0	0	0	8	0	254	45	112	34	34	28	0	1	97	0	0.0
沖縄	10	0	0	( )	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	4	3	0	0	10	0	0.0
全国	2,851	0	0	( )	8	7	1	0	0	0	47	0	2,820	370	724	618	716	299	1	92	1,726	42	480.0

(注) 新規認定数欄の( )は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数を記載(内数)。

#### 3-2 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処 分 件 数		
			取消 ( )	改善命令	文書警告
北海道	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0
北陸信越	0	0	0	0	0
中部	1	0	0	0	0
近畿	0	0	0	0	0
中国	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0
全国	1	0	0	0	0

(注) 取消欄の( )には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

#### 4. 自動車整備事業者数(平成28年度)

##### 4-1 専業事業者

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	2,742	50	48	2,744	932	13	7	938	142	0	3	139
東北	6,347	74	73	6,348	1,377	18	8	1,387	171	1	2	170
関東	18,158	203	242	18,119	3,000	27	33	2,994	541	5	8	538
北陸信越	4,475	66	55	4,486	1,063	15	9	1,069	212	4	1	215
中部	9,408	130	163	9,375	2,278	47	57	2,268	328	2	6	324
近畿	9,241	145	159	9,227	2,014	40	39	2,015	293	2	4	291
中国	4,468	60	74	4,454	1,246	19	19	1,246	165	1	1	165
四国	3,482	39	46	3,475	964	9	13	960	93	0	2	91
九州	8,575	78	122	8,531	1,850	19	17	1,852	185	0	5	180
沖縄	907	19	12	914	281	5	1	285	10	0	0	10
計	67,803	864	994	67,673	15,005	212	203	15,014	2,140	15	32	2,123

##### 4-2 ディーラー

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	297	1	1	297	198	0	1	197	23	0	1	22
東北	269	2	1	270	198	1	2	197	8	0	0	8
関東	657	8	12	653	455	10	12	453	64	0	0	64
北陸信越	296	3	2	297	163	4	1	166	18	0	0	18
中部	210	5	3	212	198	1	3	196	23	0	0	23
近畿	288	3	5	286	242	10	4	248	19	0	0	19
中国	265	2	3	264	194	2	4	192	22	0	1	21
四国	133	2	1	134	107	0	0	107	28	0	0	28
九州	280	1	2	279	216	1	0	217	35	0	2	33
沖縄	22	0	0	22	17	0	0	17	0	0	0	0
計	2,717	27	30	2,714	1,988	29	27	1,990	240	0	4	236

##### 4-3 自家

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	222	3	0	225	38	0	0	38	2	0	0	2
東北	341	4	1	344	55	1	2	54	1	0	0	1
関東	619	4	7	616	97	1	0	98	37	0	0	37
北陸信越	167	1	0	168	5	0	0	5	1	0	0	1
中部	339	4	2	341	84	1	2	83	7	0	0	7
近畿	514	4	6	512	104	1	2	103	13	0	0	13
中国	168	1	1	168	30	0	0	30	6	0	0	6
四国	102	2	2	102	24	0	0	24	3	0	0	3
九州	414	2	4	412	63	0	0	63	12	0	0	12
沖縄	58	0	0	58	9	0	0	9	0	0	0	0
計	2,944	25	23	2,946	509	4	6	507	82	0	0	82

6. 自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【四国 平成28年度】

1. 自動車分解整備事業関係(平成28年度)

1-1 認証

運輸支局等	前年度末工場数	新規認証数	廃止届出数	認証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
徳島	968	9	10	0	967	6	900	0	57	4	76
香川	1,079	12	11	0	1,080	10	995	1	72	2	85
愛媛	1,489	20	26	0	1,483	3	1,361	0	116	3	141
高知	778	6	11	0	773	3	716	0	52	2	113
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
管内計	4,314	47	58	0	4,303	22	3,972	1	297	11	415

1-2 整備主任者

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
徳島	1,775	174	178	1,771	245
香川	2,349	309	287	2,371	393
愛媛	2,955	362	363	2,954	538
高知	1,539	109	118	1,530	59
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
管内計	8,618	954	946	8,626	1,235

注:新規選任数には、整備主任者の増員及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ( )	事業停止	改善命令	文書警告
徳島	5	0	0 ( )	0	0	5
香川	5	0	0 ( )	0	0	5
愛媛	3	0	0 ( )	0	0	3
高知	3	0	0 ( )	0	0	3
管内計	16	0	0 ( )	0	0	16

注:「取消」欄中の( )内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

2. 指定自動車整備事業関係業務量報告(平成28年度)

2-1指定

運輸支局等	前年度末工場数	新規指定工場数				廃止届出数	指定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳										変更届出数	申請手数料納付額(千円)
		うち、工員数が4人の工場数		業務範囲の限定						兼任検査員のみ事業場	協同組合	協業組合	農協							
		( )	( )	ガソリン限	ジーゼル限				軽油除					ガソリン除	一部共用	全部共用				
徳島	307	7	(3)	1	( )	5	0	309	5	0	8	0	12	15	3	2	2	1	59	203
香川	403	10	(5)	8	(3)	10	0	403	8	1	8	0	21	8	0	5	3	0	61	290
愛媛	540	8	(6)	5	(3)	11	0	537	0	0	19	1	4	7	0	2	7	5	98	232
高知	254	4	(3)	1	( )	6	0	252	1	0	7	0	0	8	12	0	2	5	44	116
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
管内計	1,504	29	(17)	15	(6)	32	0	1,501	14	1	42	1	37	38	15	9	14	11	262	841

注1:新規指定工場数欄の( )内は、廃止新規件数(内数)。

注2:「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。

注3:業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン限」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「ジーゼル限」とはジーゼル自動車のみを行う事業場を示し、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場をいう。

注4:特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。

注5:「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみ事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く)。

2-2自動車検査員

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数		変更届出数
				うち、兼任検査員数		
徳島	823	131	114	840	41	216
香川	1,301	189	176	1,314	43	278
愛媛	1,451	224	230	1,445	17	108
高知	723	39	51	711	20	61
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
管内計	4,298	583	571	4,310	121	663

2-3監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数					
			取消	交付の停止	是正命令	文書警告	検査員解任命令	
徳島	219	0	0	( )	0	0	3	0
香川	161	1	0	( )	0	0	11	0
愛媛	315	2	0	( )	2	0	7	1
高知	252	0	0	( )	0	0	1	0
管内計	947	3	0	( )	2	0	22	1

注:「取消」欄中の( )内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

3. 優良自動車整備事業者認定関係業務量報告(平成28年度)

3-1 認定

運輸支局等	前年度末工場数	新規認定数								廃止届出数	認定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳								変更届出数	登録免許税納付額(千円)
		一種	二種 ( )	特殊整備工場					一種				二種	特殊整備工場								
				車一	車二	電装	原動機	タイヤ						車一	車二	電装	原動機	タイヤ	計			
徳島	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	10	1	0	1	0	0	2	0	0.0	
香川	48	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	47	14	11	5	13	4	0	0	22	0	0.0
愛媛	39	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	38	6	15	9	6	2	0	0	17	2	0.0
高知	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	5	4	0	1	0	0	5	0	0.0
											0									0		
											0									0		
											0									0		
											0									0		
											0									0		
管内計	119	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	117	30	41	19	19	8	0	0	46	2	0.0

注: 新規認定数欄の( )内は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数(内数)。

3-2 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ( )	改善命令	文書警告	
徳島	0	0	0	( )	0	0
香川	0	0	0	( )	0	0
愛媛	0	0	0	( )	0	0
高知	0	0	0	( )	0	0
管内計	0	0	0	( )	0	0

注: 「取消」欄中の( )内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

## 4. 自動車整備事業者数(平成28年度)

## 4-1 専業事業者

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	815	8	10	813	197	4	2	199	11	0	0	11
香川	818	12	8	822	232	4	3	233	38	0	1	37
愛媛	1,223	13	21	1,215	374	1	5	370	34	0	1	33
高知	626	6	7	625	161	0	3	158	10	0	0	10
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	3,482	39	46	3,475	964	9	13	960	93	0	2	91

## 4-2 ディーラー

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	23	0	0	23	23	0	0	23	7	0	0	7
香川	31	0	0	31	27	0	0	27	12	0	0	12
愛媛	38	2	1	39	31	0	0	31	7	0	0	7
高知	41	0	0	41	26	0	0	26	2	0	0	2
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	133	2	1	134	107	0	0	107	28	0	0	28

## 4-3 自家

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	14	0	0	14	1	0	0	1	2	0	0	2
香川	40	0	1	39	8	0	0	8	0	0	0	0
愛媛	24	2	1	25	12	0	0	12	1	0	0	1
高知	24	0	0	24	3	0	0	3	0	0	0	0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	102	2	2	102	24	0	0	24	3	0	0	3

7. 問合せ一覧（平成29年8月1日現在）

**四国運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内**

**自動車技術安全部**

〒760-0068  
香川県高松市松島町1丁目17-33高松第2地方合同庁舎  
【FAX】087-837-2672

**管理業務調整官**

【TEL】087-835-6368

自動車登録手続き等に関する事務

**整備・保安課**

【TEL】087-835-6369

自動車の整備事業の指導監督に関する業務

**技術課**

【TEL】087-835-6370

自動車の検査に関する業務

**保安・環境調整官**

【TEL】087-835-6372

運送事業の安全対策及び自動車の環境対策に関する業務

**リコールについての相談窓口、情報提供窓口**

○各運輸支局 検査整備保安担当

○四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

HP: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

【TEL】03-5253-8111 【FAX】03-5253-1640

## 運輸支局 組織のご案内

<b>●徳島運輸支局(応神庁舎)</b>	〒771-1156 徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1
【輸送・監査部門】	【TEL】088-641-4811
【登録・検査ヘルプデスク】	【TEL】050-5540-2074
【検査整備保安部門】	【TEL】088-641-4813
	【FAX】088-641-4814(輸送・監査部門)
	【FAX】088-641-4820(登録、検査整備保安部門)

<b>●香川運輸支局</b>	〒761-8023 香川県高松市鬼無町字佐藤20-1
【企画観光・輸送・監査部門】	【TEL】087-882-1357
【登録・検査ヘルプデスク】	【TEL】050-5540-2075
【検査整備保安部門】	【TEL】087-882-1355
	【FAX】087-882-4033(企画観光・輸送・監査部門)
	【FAX】087-882-4041(登録、検査整備保安部門)

<b>●愛媛運輸支局</b>	〒791-1113 愛媛県松山市森松町1070
【輸送・監査部門】	【TEL】089-956-1563
【登録・検査ヘルプデスク】	【TEL】050-5540-2076
【検査整備保安部門】	【TEL】089-956-1561
	【FAX】089-957-9035(輸送・監査部門)
	【FAX】089-969-0556(登録、検査整備保安部門)

<b>●高知運輸支局(大津庁舎)</b>	〒781-5103 高知県高知市大津乙1879-1
【輸送・監査部門】	【TEL】088-866-7311
【登録・検査ヘルプデスク】	【TEL】050-5540-2077
【検査整備保安部門】	【TEL】088-866-7313
	【FAX】088-866-7310(輸送・監査部門)
	【FAX】088-866-7315(登録、検査整備保安部門)

## 独立行政法人自動車技術総合機構 組織のご案内

### ●四国検査部

〒761-8023  
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1

【TEL】087-882-1372  
【FAX】087-842-5075

### ●徳島事務所

〒771-1156  
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1

【TEL】088-641-6465  
【FAX】088-641-6476

### ●愛媛事務所

〒791-1113  
愛媛県松山市森松町1070

【TEL】089-956-2809  
【FAX】089-956-2812

### ●高知事務所

〒781-5103  
高知県高知市大津乙1879-1

【TEL】088-804-5203  
【FAX】088-804-5245

## 軽自動車検査協会 組織のご案内

### ●香川主管事務所

〒769-0103  
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18

【TEL】050-3816-3122  
【FAX】087-870-6596

### ●徳島事務所

〒771-1156  
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3

【TEL】050-3816-3123  
【FAX】088-683-3646

### ●愛媛事務所

〒791-1112  
愛媛県松山市南高井町1814-2

【TEL】050-3816-3124  
【FAX】089-905-9782

### ●高知事務所

〒781-0270  
高知県高知市長浜3106-2

【TEL】050-3816-3125  
【FAX】088-837-9762

## 国土交通省以外のお問い合わせ先等

### ●公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011  
東京都千代田区内幸町2丁目2-3日比谷国際ビル18階  
○フリーダイヤル 0120-028-222  
○【FAX】03-3502-0286

### ●香川県消費生活センター

〒760-8570  
香川県高松市番町4丁目1-10(県庁東館2F)  
○【TEL】087-832-3790  
○【FAX】087-861-3291  
○相談専用電話087-833-0999  
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日8:30~17:00)

### ●徳島県消費者情報センター

〒770-0851  
徳島県徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)5階  
○【TEL】088-623-0110  
○【FAX】088-623-0174

### ●愛媛県消費生活センター

〒791-8014  
愛媛県松山市山越町450番地(愛媛県男女共同参画センター1階)  
○【TEL】089-926-2603  
○【FAX】089-946-5539  
○相談専用電話089-925-3700

### ●高知県消費生活センター

〒780-0935  
高知県高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター ソーレ2F  
○【TEL】088-824-0999  
相談受付時間:9時~16時45分まで  
※日曜日も相談を受け付けています。(土曜日・祝日・年末年始は休みです)  
○【FAX】088-822-5619

## メーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120-119-113
●スズキ(株)	【TEL】0120-40-2253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800-500-0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800-700-7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120-315-232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120-67-2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120-106-558
●富士重工業(株)	【TEL】0120-052-215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120-112-010
●マツダ(株)	【TEL】0120-386-919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120-324-860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120-324-230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120-400-819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120-090-819

## その他

●日本自動車輸入組合

〒105-0014  
東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5F  
【TEL】03-5765-6811

8. 定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年4月

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種など)		
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	福祉タクシー	
	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	貨物運送業者のトラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満	○					2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車	
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満	○					2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型	
		軽			○			2年	←		
		三輪	○					2年	1年		
	二輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車			○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	貨物	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
			車両総重量8t以上	○					1年	←	タンク車、冷凍冷蔵車
			車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			車両総重量8t未満	○					2年	1年	
	車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年			
	大特	貨物	車両総重量8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
			車両総重量8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
			車両総重量8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
車両総重量8t未満			○					2年	1年		
車両総重量8t未満トレーラ				○				2年	1年		
検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満			○			2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年		
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)	
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)	
		軽				●		3年	2年		
		三輪			○			2年	←		
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	貨物	普通・小型	○注1			○注2		2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
			車両総重量8t以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			車両総重量8t未満			○			2年	1年	
	車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年			
	大特	貨物	軽				●		2年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			車両総重量8t以上	○					2年	←	
			車両総重量8t未満	○					2年	←	
			車両総重量8t以上	○					1年	←	
車両総重量8t以上トレーラ				○				1年	←		
車両総重量8t未満					○			2年	1年		
車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年				
検査対象外軽自動車					○		無	←	そり付、カタピラ付軽自動車		

※1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年 注1 車両総重量8t以上 注2 車両総重量8t未満